

令和7年度 大田区立出雲小学校

危機管理マニュアル

令和7年3月改訂

	安全担当	生活指導主任	副校長	校長
最終確認日	3月23日	3月23日	3月23日	3月23日

大田区立出雲小学校「危機管理マニュアル」

目次

- 1 危機管理マニュアルの基本事項 ----- P 3～P 6

- 2 事前の危機管理 -----P 7～P33

- 3 発生時(初動)の危機管理 -----P34～P53

- 4 事後の危機管理 -----P54～P72

Ⅰ 危機管理マニュアルの基本事項

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠(本校における危機管理の基本方針)

- 児童の身体・生命の安全を守ることを第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

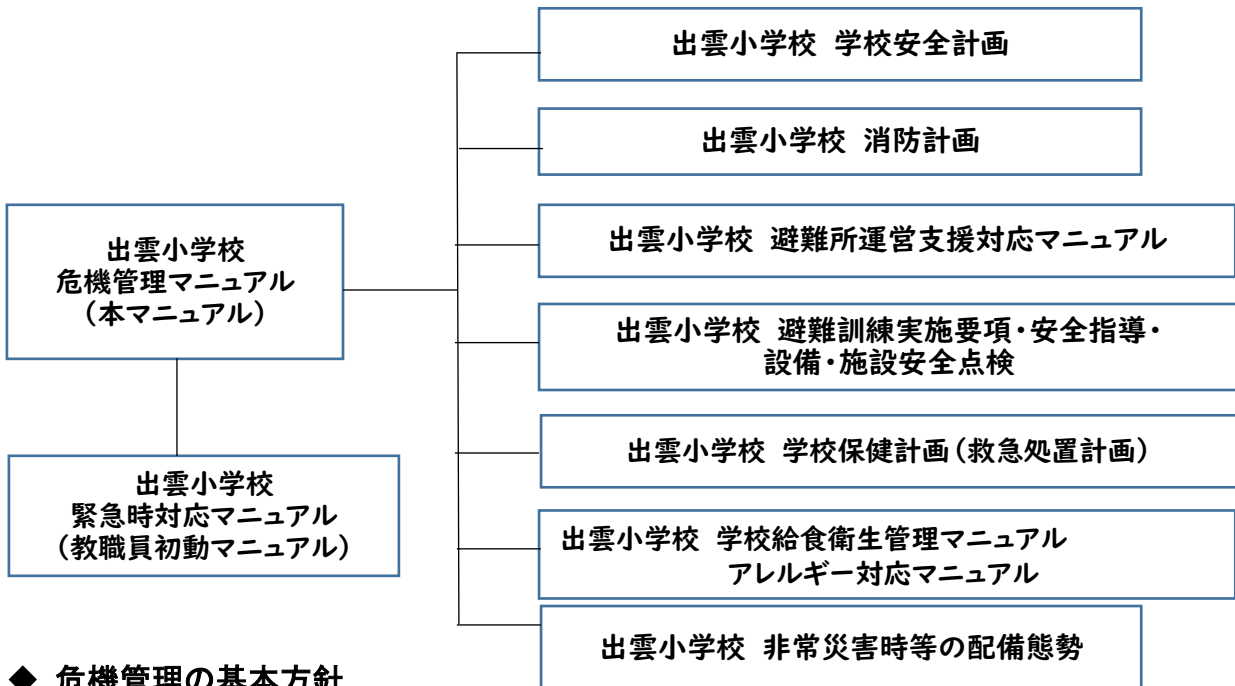
※ 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(学校保健安全法第29条では、学校において、危機等発生時対処要領(以下、「危険管理マニュアル」という。)を学校が作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられている。)

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人数50人以上	消防計画
水防法 第15条の3第1項	洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
土砂災害防止法 第8条の2第1項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
津波防災地域づくり法 第71条第1項2	津波災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
活火山法 第8条第1項	火山災害警戒区域地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
大規模地震対策特別措置法 第7条第1項	地震防災対策強化地域内に位置し、収容人数50人未満の学校	地震防災応急計画 →避難訓練計画へ
日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震特措法 第7条第1項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進地域内に位置し、収容人数50人未満の学校	日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震 防災対策計画
南海トラフ地震特措法 第7条第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域内に 位置し、収容人数50人未満の学校	南海トラフ地震 防災対策計画→避難訓練 計画へ
学校保健安全法		学校保健計画 学校安全計画
学校給食法		学校給食衛生管理マニ ュアル・アレルギー対応マ ニュアル

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆ 危機管理の基本方針

危機管理のポイント

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。
- ※本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置をとるものとする。

◆ 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用教員・非常勤講師等を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	＊本マニュアルに定める事項全般 ＊各教職員の役割
職員夕会や職員連絡会等における周知	＊週・月・季節・学期ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して、実施する実働訓練又は図上演習	＊発生事象別の緊急対応手順 ＊発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	<ul style="list-style-type: none"> *新学年開始時期の学級活動 *各種防災訓練 (避難訓練を含む) *安全教育や防災教育の学習 	<ul style="list-style-type: none"> *本校で想定される事故・災害等 *事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 *事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 下記で資料配布・説明 *新入生保護者説明会 *入学式後や定例の保護者会 *PTA総会 *学校だよりでの周知やHPへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> *本校で想定される事故・災害等 *事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 *事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動(引渡し等)

(3) 関係機関への周知

校長は、年間を通じて開催する地域教育連絡協議会や学校防災活動拠点会議等における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- *南六郷1丁目町会・本羽田1丁目町会(自主防災組織) *
- *蒲田警察署 *蒲田消防署 *地区消防団
- *学校医・学校歯科医・学校薬剤師
- *大田区役所防災危機管理課 *六郷特別出張所・羽田特別出張所 *防災活動拠点参集職員

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ (原データ)	C4th→校内共有→☆危機管理マニュアル [バックアップ]バックアップ用CD-ROM:☆危機管理マニュアル
印刷製本版	*校長室・教員室配備:計2部 *非常用持ち出し品入れ:2部

◆ 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順(フロー)を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	*体育館内 *プールサイド *管理室 *保健室 *図工室 *理科室
火災発生時対応手順	*家庭科室 *理科室 *給食室 *管理室
緊急通報手順・通報先	*教員室 *校長室 *事務室

◆ 教職員への配布

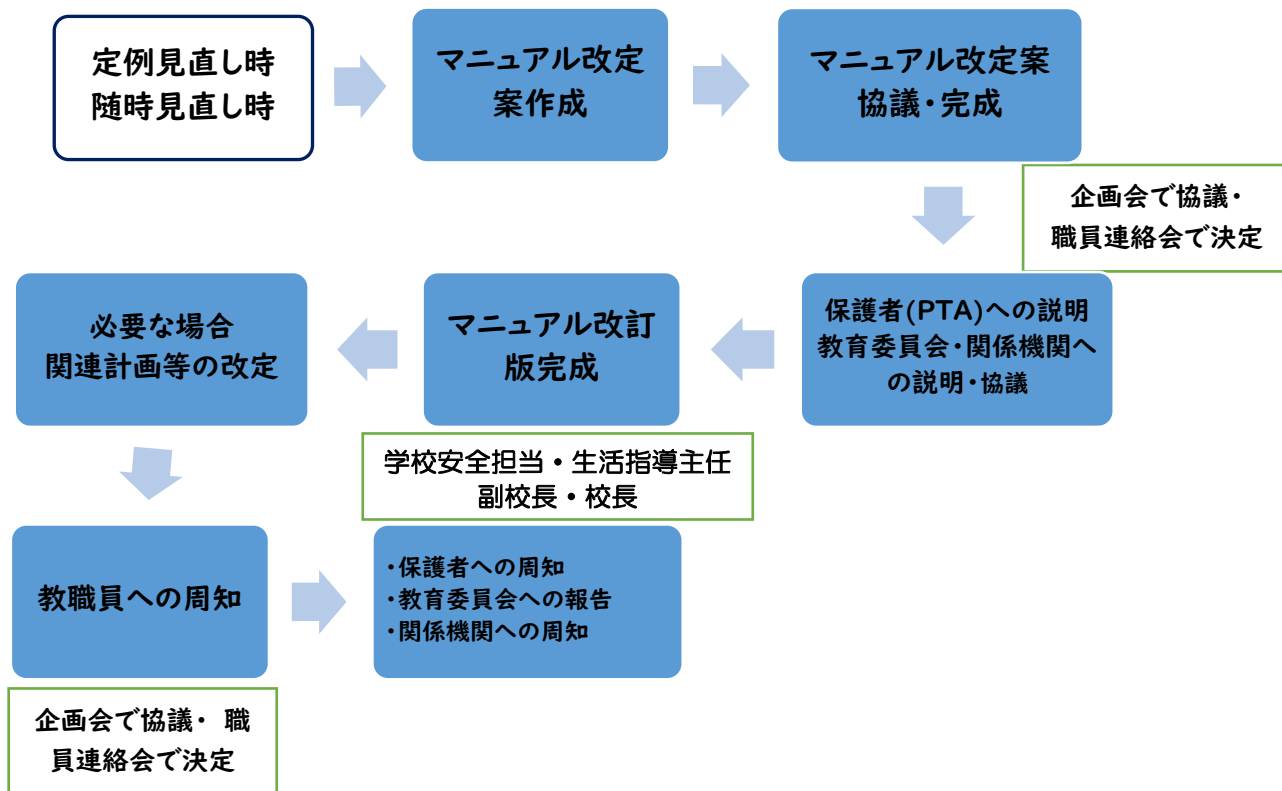
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した教職員初動対応マニュアル(カード式)を1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none"> *毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 *地域教育連絡協議会等において関係機関と協議したとき
随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> *大田区地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こり得るリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



2 事前の危機管理

◆ 地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴：大田区は沿岸部に位置しており、現在人口70万人を越え面積は23区で最も大きな区であり、都心や川崎・横浜方面へのアクセスが抜群な地域となっている。大田区を大きく分けると、大田区の真ん中に近い部分で南北にJRの京浜東北線が通っており、この東と西で雰囲気が異なる。高級住宅街が立ち並ぶエリアは西の世田谷寄りとなり、東側は蒲田から羽田に向けて賑やかな下町の雰囲気が漂う。

大田区は全体的に住宅街が占めますが、商業的な中心エリアをあげると蒲田。駅には付属してデパートがあり、付近もアーケード街や商店街などがあり生活には事欠ない。大田区の由来はもともとあった「蒲田区」と「大森区」から名前を取っているため、大田区を語る上では蒲田の存在は無視できない。なんといっても大田区役所も蒲田駅にある。

大田区の交通はJRの京浜東北線、東急多摩川線や目黒線、京浜急行の本線と羽田空港線が通っているため基本的には都内のどこへでもアプローチが可能で利便性の高い場所である。また、大田区には多摩川が流れており、数キロにわたって川に沿って歩けるコースがあるので週中・週末問わず多くの方がウォーキングやスポーツをしている風景を見ることがができる。そして大田区といえば工業の町であり、約4000もの工場があることから「モノづくりにまち」として知られている。実際にまちを歩くと分かるが、小さな町工場が数多く密集している。大田区は工場数と従業員数が東京都の市区町村で最も多く、製造出荷額でも第3位となっている。最近では後継者不足や住宅の開発で住民からの苦情によりこれまでどおりモノづくりを続けていくことが困難となっている工場も多いのが現状である。

(2) 地域の災害履歴

大田区内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

〈地震災害〉安政2年(1855年)の安政江戸地震(推定M7クラス)

大正12年(1923年)の関東大震災(推定M7クラス)

〈風水害・土砂災害〉令和元年10月13日台風(24時間) 559件 1時間あたり最大29.5ミリメートル

令和3年3月13日集中豪雨(1時間) 12件 1時間あたり最大53.5ミリメートル

(3) 学校、学区の現状

本校は羽田空港に近く、海拔〇〇mであり、津波浸水区域内である。

校舎は昭和〇〇年建築であり、老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成〇〇年改修工事が行われた。校舎に隣接して弁天橋通に面している。

学区は、本羽田1丁目、萩中1丁目、南六郷1丁目、南蒲田2丁目・3丁目からなる。近隣学区からの学区外通学者もおり、徒歩通学者だけでなく自転車等での送迎やバスによる通学者もいる。在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約3割は区外からの通勤者である(多くが京急線・JR線を利用)。

児童数		教職員数
全校児童 547人	うち、特別な配慮を 必要とする児童29人	
第1学年:86人	車椅子:避難の際必要 2人	人
第2学年:99人		大田区内居住: 人
第3学年:96人		都内居住: 人
第4学年:67人		川崎市居住: 人
第5学年:81人		横浜市居住: 人
第6学年:90人		
特別支援学級:28人		

※令和3年度

本校に通う児童の世帯構造としては、核家族世帯と三世帯世帯が半々となっている。保護者は日中勤務している共働き世帯が多いが、PTA活動への参画に熱心な世帯も多い。代々この地に居住地元に密着した世帯が多く、自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。多摩川に隣接しているため、校舎2階以上が避難所とする。

◆ 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害 「大田区ハザードマップ(震災編)」(2020年4月発行)は以下のとおりである。

大田区ハザードマップ 震災編
あなたのまちの地震の被害を確認!

1 火災の被害想定 2 建物倒壊の被害想定
3 液状化可能性マップ 4 津波ハザードマップ 5 大田区防災マップ

命を守る3原則
1 ドロップ 2 カバー 3 HOLD ON!

地震の時あなたを守る

大田区

1 火災の被害想定 色の濃い地域ほど被害が大きくなる可能性があります。

東京湾北部地震における焼失棟数の分布

東京湾北部地震における全壊建物棟数の分布

3 液状化可能性マップ

液状化とは?

津波一階避難施設

4 津波ハザードマップ 大田区における津波の被害は、元禄型関東地震(水門開放時)の場合が最大で、次に被害が大きいは東京湾北部地震(水門開放時)の場合だと予想されています。

東京湾北部地震(水門開放時)の津波浸水シミュレーション

元禄型関東地震(水門開放時)の津波浸水シミュレーション

5 大田区防災マップ

地震発生後の行動をお考えください

地震発生時の行動

地震発生時の行動

居住者への備え

問い合わせ先

地震が発生したら、テレビやラジオなどで津波の情報を確認しましょう

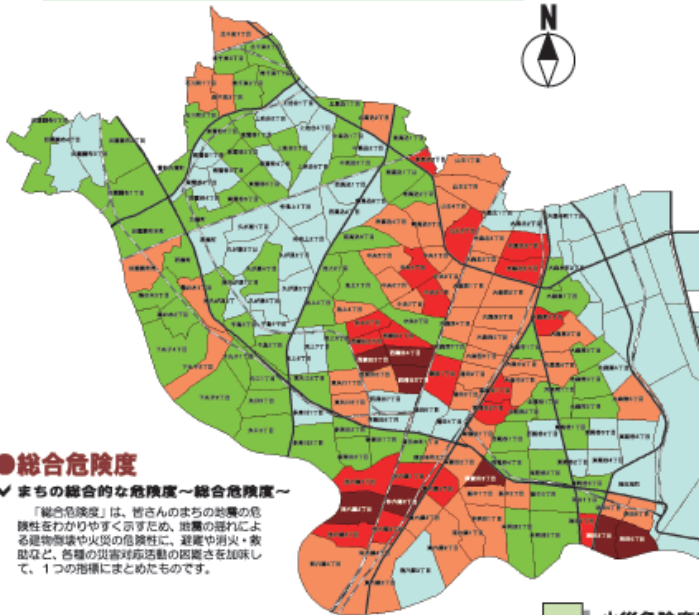
大田区地域防災計画によると、本区で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

大田区地震ハザードマップ ～地域の危険度マップ～

発行：大田区 平成30年4月

地域の危険度マップとは？

東京都による「地震に関する地域危険度測定調査（第8回・2018年実施）」の結果に基づき、区民の皆さん一人ひとりの防災への意識を高め、地震への備えを進めるのに役立つよう作成しました。
この調査では、特定の地震を想定するのではなく、全ての地域において、地震の強さなどを同じ条件で設定し、都内の市街地地域の5,177町丁目ごとに危険性を測定しています。
大きな地震が起こった際、あなたのまちにどのような危険があるのか、マップにより建物の倒壊や火災による危険性を把握し、防災対策を講じるのにお役立てください。



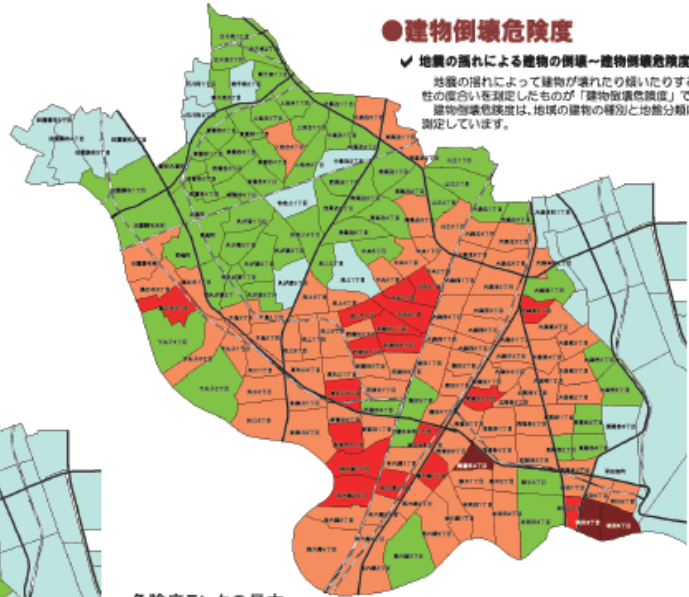
●総合危険度

✓ **まちの総合的な危険度～総合危険度～**
「総合危険度」は、皆さんのまちの地震の危険性をわかりやすく示すため、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性に、避難や消火・救助など、各種の災害対応活動の困難さを加味して、1つの指標にまとめたものです。

火災危険度は裏面に掲載しています

●建物倒壊危険度

✓ **地震の揺れによる建物の倒壊～建物倒壊危険度～**
地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したものが「建物倒壊危険度」です。建物倒壊危険度は、地域の建物の種類と地盤分類により測定しています。



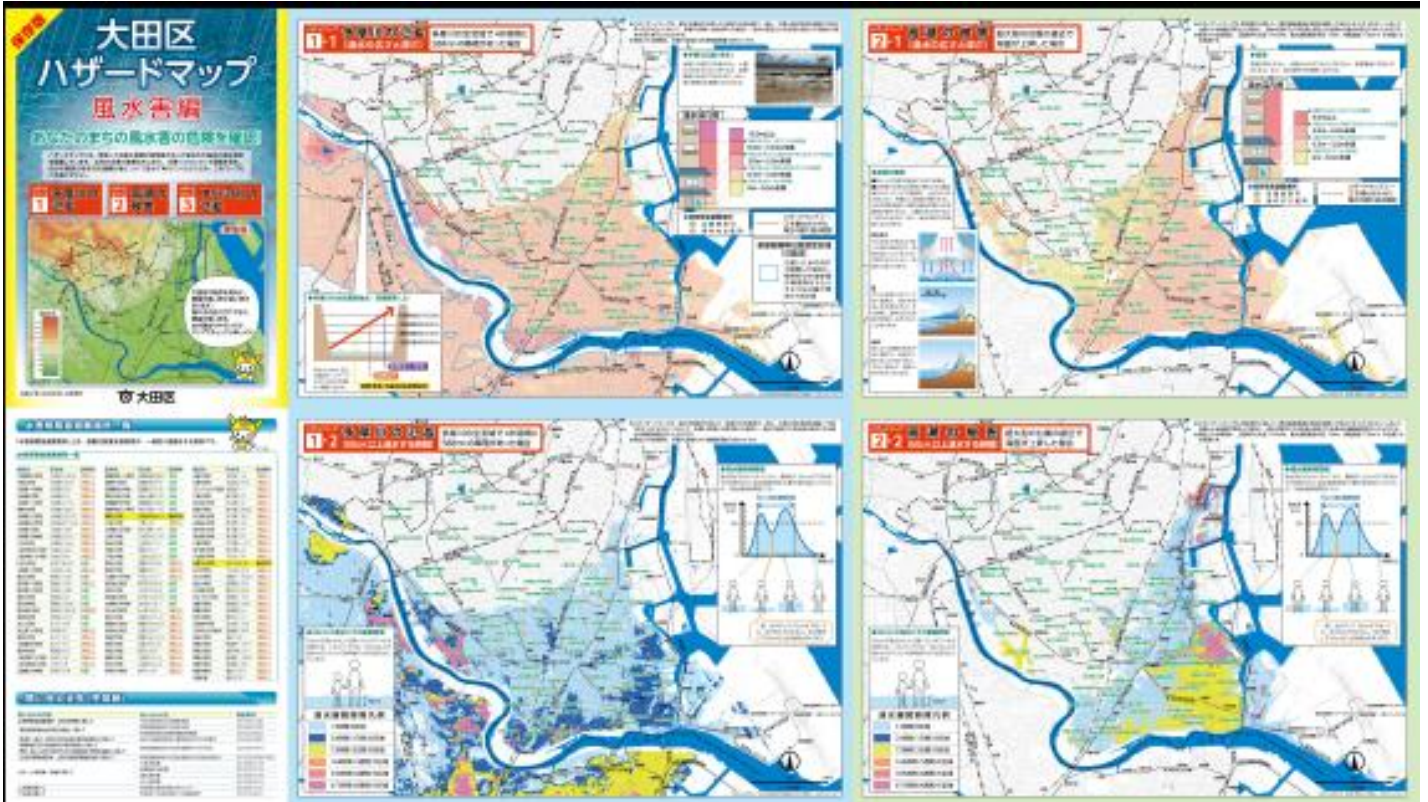
危険度ランクの見方

危険度ランクは、町丁目ごとの危険度を測定して危険度の高い町丁目から順位づけしたうえで、存在比率をあらかじめ定められた階級のランクに割り当てたものです。1～5までのランクの比率は5等分ではなく、ランク3が最も多い町丁目です。ランク3は、ランク4・5を含めた危険度の高い23%に含まれる点にご注意ください。また、絶対評価ではなく相対評価ですので、今後の調査で他の町丁目の危険度が下がると危険度ランクが高くなる場合があります。

危険性が低い ←		→ 危険性が高い		
ランク	ランク	ランク	ランク	ランク
1	2	3	4	5
2,337	1,648	820	287	85
町丁目	町丁目	町丁目	町丁目	町丁目
45.2%	31.8%	15.8%	5.6%	1.6%

名称	地震の概要	大田区の被害想定等
	首都直下(東京湾北部)地震発生	【震災編】から 冬18時 風速8m/s * 火災の被害想定 (7段階中の5 やや高レベル) * 建物倒壊の被害想定 (5段階中の5 高レベル) * 液状化可能性 (3段階中の2 「可能性がある」) * 津波浸水ハザードマップ (浸水想定区域外)
	多摩川全流域での降雨 超大型台風接近	【風水害編】から ・48時間に588mmの降雨があった場合、 ・海面が上昇した場合 * 浸水の深さ (5段階中の2 0.5m～3m未満) * 50cm以上浸水する時間 (12時間) :

「大田区ハザードマップ(風水害編)」(2020年4月発行)



参考 風水害から身を守る

風水害は予知が難しく、発生に避難することができません。風水害から身を守るために、日頃から身を守るための準備をしましょう。

ハザードマップの活用

1. ハザードマップで、自宅と周辺に水害リスクが想定されているかを確認し、右の表に記入しましょう。

種類	住所	リスク	備え
1	12345678	水害	水防具
2	87654321	土砂災害	土砂災害対策
3	98765432	津波	津波対策

2. 下のフローチャートを確認し、自身の避難方法を検討しましょう。

```

    graph TD
        Start[風水害発生] --> Check[自宅が水害リスクに該当しているか?]
        Check -- 水害 --> Evacuate[避難所へ避難]
        Check -- 土砂災害 --> Evacuate
        Check -- 津波 --> Evacuate
        Check -- 川氾濫 --> Evacuate
        Evacuate --> Note[避難所へ避難する際は、必ず事前の避難訓練を確認し、避難経路を確認してください。]
    
```

3. 行動例を参考に、自身の避難行動のタイミングを検討しましょう。

状況	避難行動	準備
1. 自宅に浸水する危険を察知	避難先や持ち出し品を要確認	●避難先(避難所)を確認し、避難経路を確認する。 ●避難先(避難所)の電話番号を確認する。
2. 気象庁 大雨・洪水注意報を発令	避難先や持ち出し品を要確認	●避難先(避難所)を確認し、避難経路を確認する。 ●避難先(避難所)の電話番号を確認する。
3. 気象庁 大雨・洪水警報を発令	避難先や持ち出し品を要確認	●避難先(避難所)を確認し、避難経路を確認する。 ●避難先(避難所)の電話番号を確認する。
4. 大田区 避難指示(緊急)を発令	避難先や持ち出し品を要確認	●避難先(避難所)を確認し、避難経路を確認する。 ●避難先(避難所)の電話番号を確認する。
5. 気象庁 大雨・洪水特別警報を発令	避難先や持ち出し品を要確認	●避難先(避難所)を確認し、避難経路を確認する。 ●避難先(避難所)の電話番号を確認する。

中川川氾濫の被害(昔川・丸子川等)

西川丸子川流域で1時間153mmの降雨があった場合

この図は、中川川氾濫の被害状況を詳細に示しています。図には、川沿いの浸水範囲、浸水深さ、および被害想定が示されています。また、浸水深さの目安として、1.5m以上の浸水は、1階建ての建物に浸水する可能性があることが示されています。

浸水深さの目安

浸水深さ	被害想定
1.5m以上	1階建ての建物に浸水する可能性がある
1.0m~1.5m	1階建ての建物に浸水する可能性がある
0.5m~1.0m	1階建ての建物に浸水する可能性がある
0.1m~0.5m	1階建ての建物に浸水する可能性がある

区内の高層や河川水位の監視ポイント

監視ポイント	監視内容
1. 高層ビル	高層ビル内の水位を監視する
2. 河川水位	河川水位を監視する
3. 堤防	堤防の状況を監視する

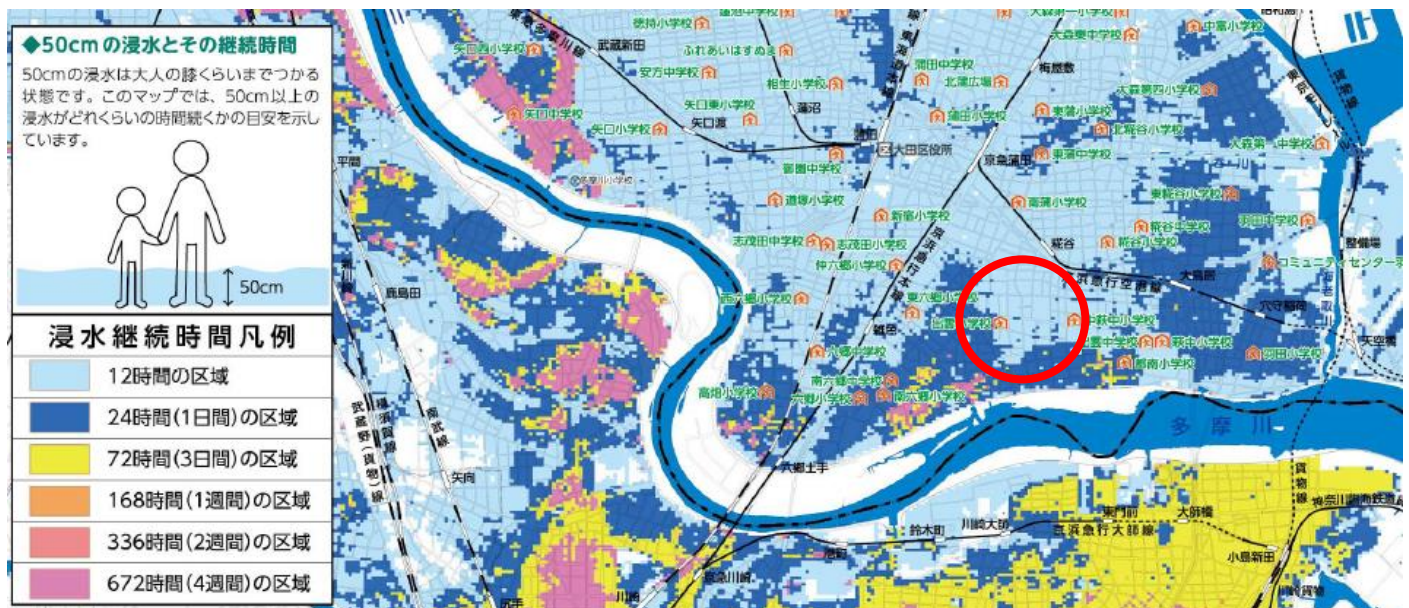
本校周辺の最大浸水深	備考(想定的前提条件)
1m～3m未満 (校舎2階利用可)	多摩川: 想定最大規模降雨(72時間総雨量1000mm)

また、本校の校区内を流れる多摩川については、過去に大雨により氾濫し、本校周辺で家屋が床下浸水するとともに、校地内に浸水した事例があることから、氾濫・浸水を想定しておく。

さらに、校区内の萩中地区は地盤が低いため、局所的な豪雨などの際にしばしば路面冠水、床下浸水などの被害が発生していることにも留意する。

(3) 土砂災害

大田区の発行する「〇〇市洪水・土砂災害ハザードマップ」(2020年4月発行)によると、本校周辺では、萩中地区付近の斜面において「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所がある。



(4) 過去に発生した大雨等における降水量の最大値

大田区地域防災計画によると、過去に大田区で発生した降水量の最大値及びその際の主な被害状況は、下記のとおりである。

項目	観測値	観測日	主な被害状況等
1時間降水量	29.5mm	令和元年10月13日	台風により浸水被害559件
30分あたりの降水量	27.5mm	平成12年7月7.8日	集中豪雨により浸水被害680件

(5) その他、本校で想定される危機事象

上記①～③のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態(例)
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	〇〇工業団地の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質(PM 2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 避難所等の指定状況

大田区の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施設名	緊急避難場所							避難所
	洪水	土砂災害	内水氾濫	高潮	地震	津波	大規模火災	
出雲小学校	2階以上を使用	2階以上を使用	2階以上を使用	2階以上を使用	○	2階以上を使用	○	出雲小学校

出典：大田区地域防災計画 資料編

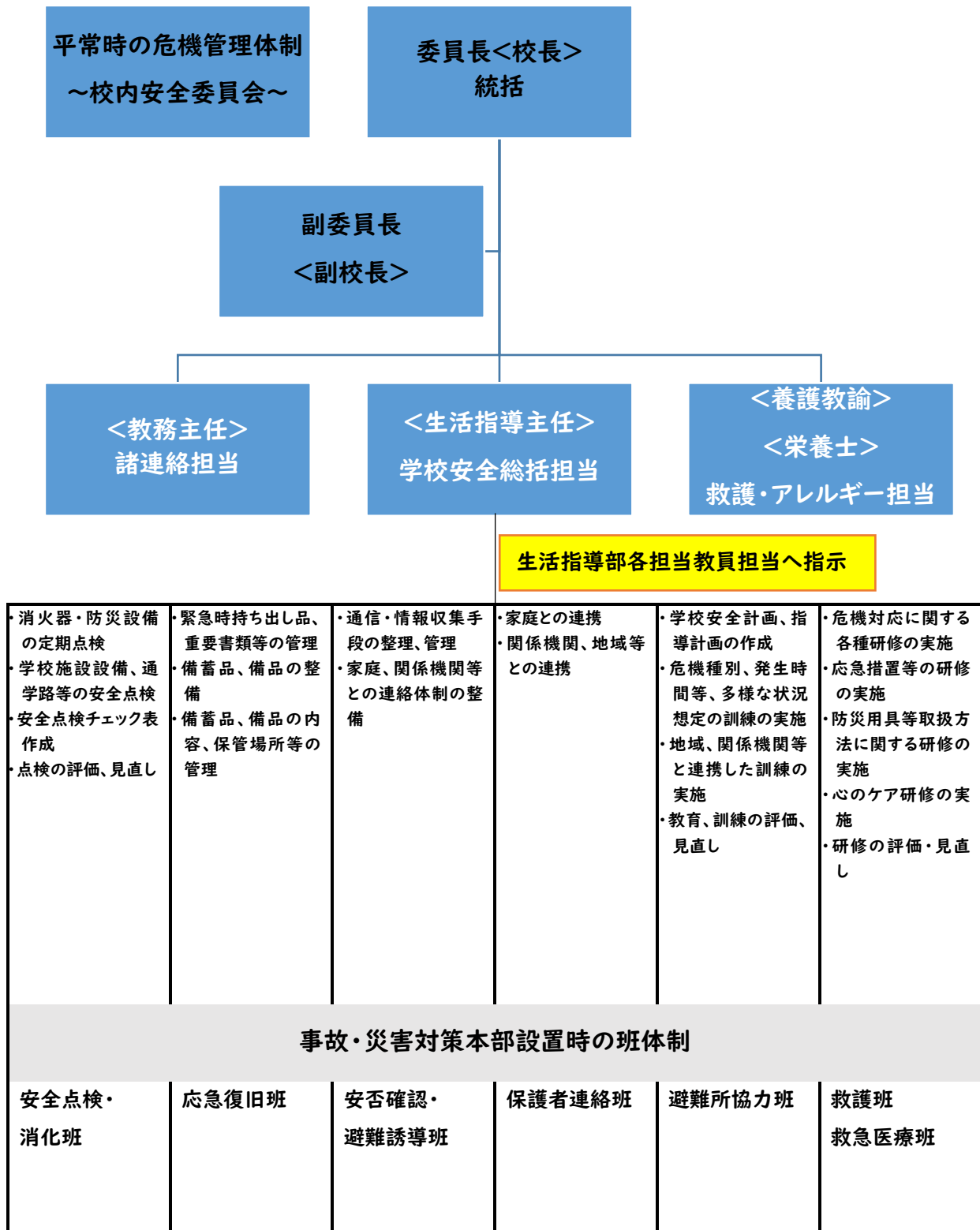
◆ 平常時の危機管理体制

学校における危機管理として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を講じる。

副校長、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

平常時の危機管理体制～校内安全委員会～



◆ 教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

4月下旬	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル読み合わせ(全教職員) ※地域のハザードマップの確認を含む。 <input type="checkbox"/> 校内訓練年間計画及び訓練要領の確認(全教職員) <input type="checkbox"/> 文部科学省「教職員のための学校安全 e-ラーニング」
4月中～下旬	<input type="checkbox"/> 備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 <input type="checkbox"/> 校内防災設備の使い方講習
5月～8月	<input type="checkbox"/> 救命救急訓練(消防署でのAED講習を含む) <input type="checkbox"/> 不審者対応訓練(教職員のみでロールプレイ) <input type="checkbox"/> 地震対応の図上演習 <input type="checkbox"/> 風水害のタイムライン演習(管理職・第三次参集要員のみ)
9月	<input type="checkbox"/> 総合防災訓練・振り返り研修会 <input type="checkbox"/> 心のケア研修会
10月～1月	<input type="checkbox"/> 安全点検研修 <input type="checkbox"/> 地震対応のシナリオシミュレーション <input type="checkbox"/> 防災ゲーム演習(臨機応変の対応を学ぶ) <input type="checkbox"/> 地域防災訓練への参加(管理職のみ)
2月～3月	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル見直し会(グループディスカッション)

◆ 職員連絡会での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

◆ 校外研修等の活用

校長は、学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員等を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、機会を設ける。

学校安全の担当教職員は上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト(<http://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)を定期的に確認し、学校安全に関する情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

◆安全管理年間計画

毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・教室、特別教室、体育館、校庭、 ・トイレ、昇降口、廊下、階段の点検 対人管理 対物管理
4月	安全管理計画の策定 生活指導委員会で校舎内外点検 ・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方
5月	校長契約権限を越える修繕計画の検討 来年度の施設関係予算要望集約 安全な決まりの設定
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・プールの点検開始(9月)・空調機器の点検 ・プールでの安全なきまりの確認 ・電車、バスの安全な待ち方及び乗降の仕方
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、外壁点検(台風対策を兼ねる) ・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方 ・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検
8月	ペンキ塗装の実施 その他夏季休業に適した点検、修繕の実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の点検 ・校庭や屋上での安全な過ごし方
10月	生活指導委員会で校舎内外点検 校外学習時の道路の歩き方 電車、バスの安全な待ち方と乗降の仕方 駅、バス停周辺の安全確認
11月	暖房設備、防火設備の点検 ・空調機器の点検 ・点検に基づく措置の再確認 ・安全な登下校 ・通学路の確認
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結路や雪道の歩き方 ・校内危険個所の点検
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の身の安全の守り方 ・防災用具の点検
2月	安全管理計画の見直し、改善事項の検討 道路標識の種類と意味 ・学区内の安全施設の確認
3月	次年度の安全管理計画の検討、立案 新年度を迎えるに当たっての改善、修繕 空調機器の点検 1年間の評価と反省 通学路の安全確認

◆ 校内安全点検分担表

1	校長室・教員室	副校長	26	5-1教室	5-1担任
2	会議室・教育相談室		27	理科室	
3	資料室・PTA室		28	5-2教室	5-2担任
4	門扉・屋上・外壁		29	正面玄関	
5	5組教室	5組担任	30	4-1教室	4-1担任
6	5組横流し		31	第4階段	
7	第5階段		32	6-1教室	6-1担任
8	1-1教室	1-1担任	33	家庭科室・家庭科室前流し	
9	1-2教室	1-2担任	34	6-2教室・教室前流し	6-2担任
10	1-3教室	1-3担任	35	第1階段	
11	2-1教室	2-1担任	36	6-3教室	6-3担任
12	理科室前廊下・流し		37	第3学習室	
13	2-2教室・教室前流し	2-2担任	38	音楽室	音楽専科
14	西玄関		39	第2階段	
15	2-3教室	2-3担任	40	図工室	図工専科
16	西玄関流し		41	第3階段	
17	3-1教室	3-1担任	42	第1学習室・第1学習室前流し	算数少人数担当
18	PTA室前廊下・流し		43	第2学習室	
19	3-2教室・教室前流し	3-2担任	44	放送室	委員会担当
20	会議室前流し		45	図書室・図書室前流し	図書司書
21	3-3教室	3-3担任	46	保健室・保健室前流し	養護教諭
22	4-2教室	4-2担任	47	給食室	栄養士
23	東玄関		48	サポートルーム	専門員
24	4-3教室・教室前流し	4-3担任	49	事務室・印刷室	事務
25	資料室前廊下・流し		50	男子更衣室	5組担任
			51	女子更衣室	5組担任
			52	体育館	体育主任
			53	体育倉庫・校庭	
			54	プール・更衣室	
			55	敷地内通路	副校長
			56	English Room	英語主任

事故、ヒヤリハット、気付き報告様式

報告者	教職員 ・ 児童 ・ 保護者 ・ 地域住民 ・ 関係機関
	報告者氏名： (代理報告者氏名：)
発生日	令和 年 月 日 ()
発生時刻	午前 ・ 午後 時 分頃
発生場所	
事象・気付きの内容 (主観を含めず、具体的事実を記載)	どうしていたら、どうなった(どうなりそうだった)
事象・気付きに対して 取った措置 (実施済みであれば具体的に記載)	(担当者)

運動前の体調チェック

下記の項目を確認し、当てはまる場合はチェック欄に✓印を記入の上、指導担当の先生に提出すること。

氏名		記入日	令和	年	月	日()
----	--	-----	----	---	---	------

チェック欄	確認項目
	睡眠不足になっている(前日の晩、よく眠れなかった等)
	朝食を抜くなど、食事を取れていない
	疲れがたまっている
	熱がある(熱っぽい)、喉が痛いなど、風邪の症状がある
	腹痛がある、下痢をしている
	胸の痛み、息苦しさがある
	手・足(関節など)に痛みがある
	その他、身体に痛みがある
	暑さの中での運動は久しぶりになる
その他、体調等に関して気になること等	

(参考)「突然死予防必携-改訂版-」独立行政法人日本スポーツ振興センター
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?TabId=228>

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数(WGBT)を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数(WGBA)	湿球温度(注1)	乾球温度(注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。	
28℃～31℃(注3)	24℃～27℃	31℃～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	運動は原則中止 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

<同指針補足>

*乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記のウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数(WGBT)の数値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省) <https://www.wbgt.env.go.jp/> を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 休憩の取り方：激しい運動では 30 分に1回の休憩が望ましい。

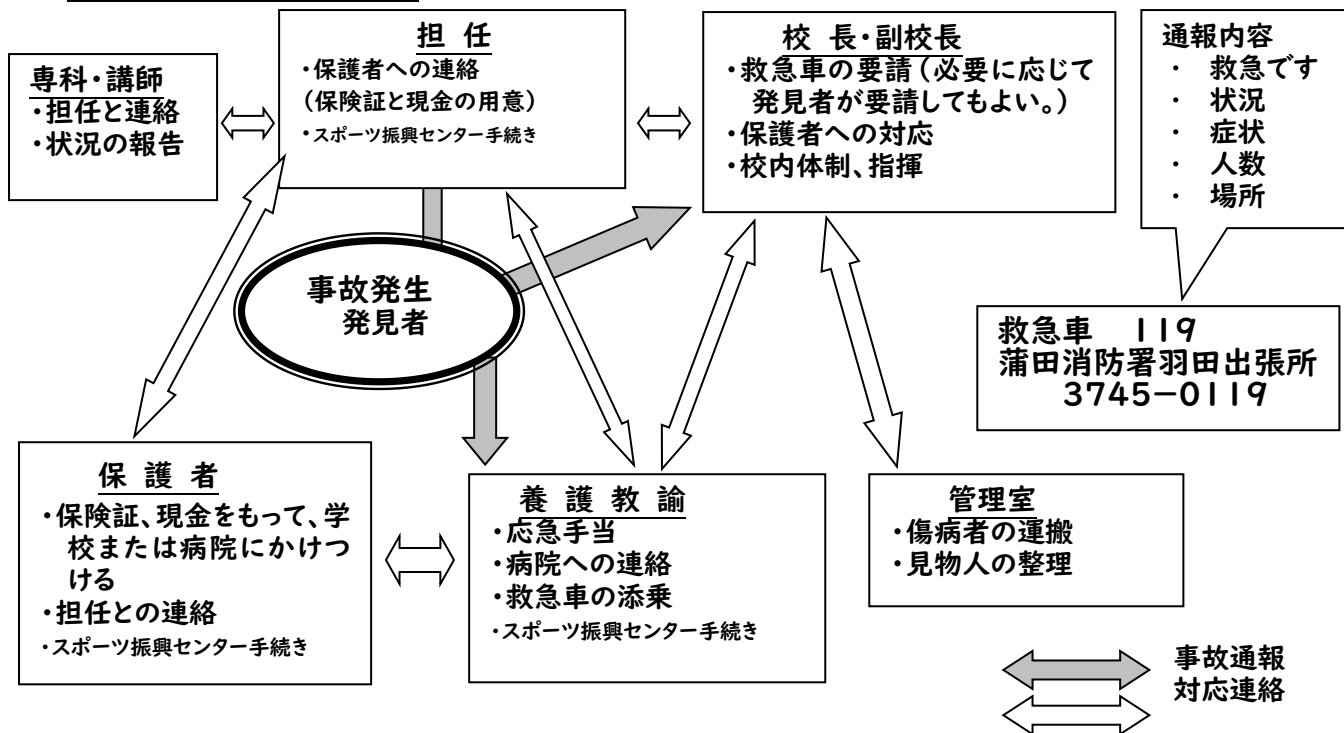
(3) 児童に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

◆ 緊急事故発生時の連絡体制

出雲小学校3742-3542 (本羽田1-2-4)

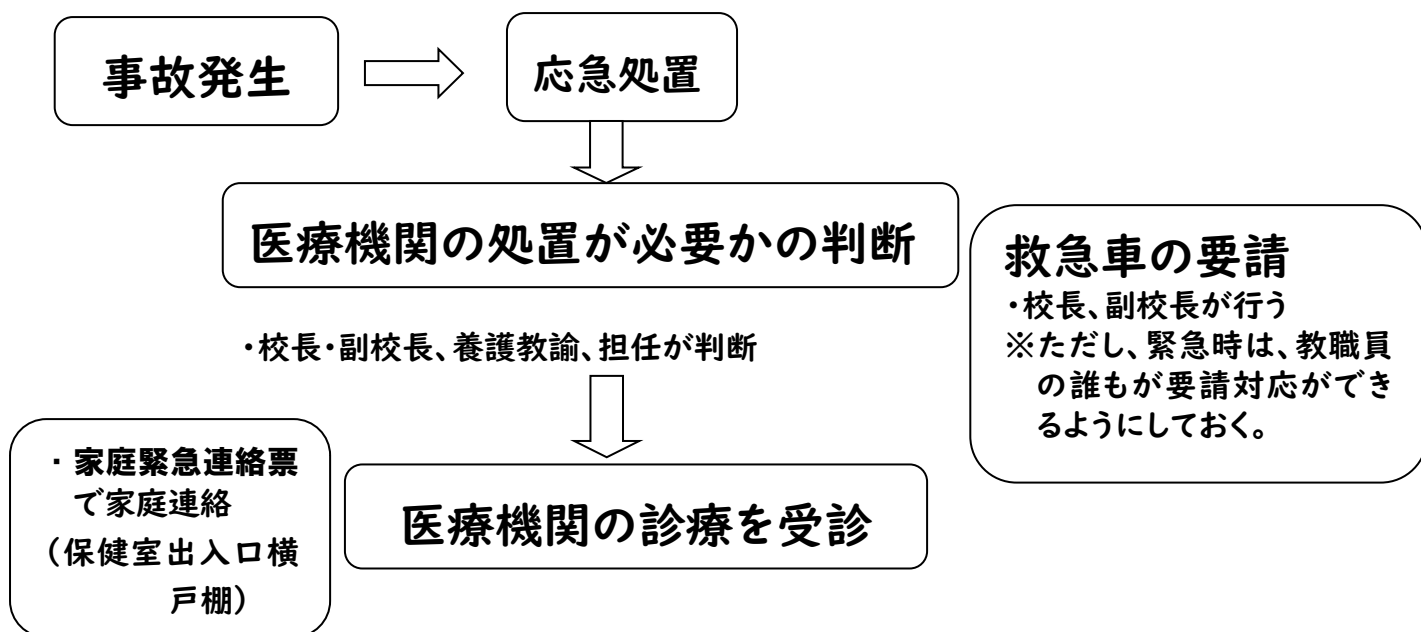


※必要に応じて全職員があたる ※判断に困る場合は校医に相談する

※救急車の要請は校長、副校長があたる

科	名前・医療機関	電話番号	住所
内科	松坂 聡	3741-0985	萩中1-6-28
歯科	鳥居 深雪	3731-8128	萩中1-1-16
耳鼻咽喉科	寺尾 元	3734-4133	蒲田4-1-1-2階
眼科	坪田 恵美	3731-7772	仲六郷2-44-15
薬剤師	森田 眞一郎	3744-3232	萩中3-1-1
総合	東京蒲田医療センター	3738-8221	南蒲田2-19-2
総合	萩中診療所	3742-2477	萩中2-9-15
総合	東邦大学医療センター 大森病院	3762-4151	大森西6-11-1
総合	東京労災病院	3742-7301	大森南4-13-21
脳神経外科	あかだクリニック	3732-3711	西蒲田7-50-2
眼科	あさひろ眼科クリニック	3741-8055	萩中2-9-16-111
眼科	たまがわ眼科クリニック	6715-0654	南六郷2-21-9
眼科	若葉眼科	3734-6651	蒲田5-29-8
総合	テクノポートクリニック	5703-5522	南蒲田2-16-1
歯科	昭和大学歯科病院	3787-1151	北千束2-1-1
整形外科	糞谷整形外科	3741-7410	西糞谷4-13-15
整形外科	さかき整形外科クリニック	5735-3535	大田区萩中 2-8-10 2階
整形外科	雑色たなべ整形外科	5480-7800	大田区東六郷 2-10-10
	日本中毒情報センター	0990-50-2499	中毒110番(電話による情報提供)
	タクシー	3573-3751	5678-0033

- ・養護教諭が行う。
養護教諭が不在の時は、学級担任がこれに代わる。



1 家庭連絡

- ・担任が行う。担任不在の時は、養護教諭、副担任、副校長がこれに代わる。
- ・発生時の状況、現在の状態（はっきりしていることのみ）を簡潔、丁寧に保護者が動揺しないように話す。
- ・かかりつけ、診てもらいたい医療機関名を聞く。
- ・保護者が医療機関に来る場合は、保険証、診療代金を持って、指示する場所に来るように要請する。（総合病院の場合は「科」まで指定する。）

※保護者の付き添い、承諾がないと、検査や治療をしてもらえない病院（特に総合病院の場合）が増えているので、できるだけ病院に来てもらうよう依頼する。

2 医療機関へ連絡

- ・症状や状態を伝え、受診させることを連絡する。

3 学校から持参するもの

- ・家庭緊急連絡票（保健室）
- ・必要に応じ交通費
- ・治療費（保護者不在の場合）
- ・学校用携帯電話（区配備の携帯）
- ・緊急時持参袋（保健室 出入口横の戸棚前）

4 家庭連絡（医療機関に保護者がいなかった場合）

- ・受診報告（詳しく）
- ・治療費は一端保護者に支払ってもらい、治療費の手続きを後日行うことを連絡する。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

＜食物アレルギー対応委員会＞

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な方針を決定し、校内・校外学習時の生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するとともに様々な対応を協議・決定して危機管理体制を構築する。

＜委員構成＞

◎委員長：校長

○委員：副校長、全学年の学年主任、当該児童の担任教諭、養護教諭

栄養教諭又は栄養士

※必要に応じ他の教職員を加えることができる。

＜食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担＞

校長等	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、区教育委員会等の方針の趣旨を理解し、教職員に指導する。 ・食物アレルギー等対応委員会を設置する。 ・個別面談を実施する（定められた者と一緒に行う）。 ・関係教職員と協議し、対応を決定する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在の時サポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒について把握し、対応できるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるよう配慮する。 ・食物アレルギーを有する生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 ・他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡時の確認等）を立案する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ・主治医・学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
栄養教諭 栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別取組プランを立案する。 ・個別面談を定められた者と一緒に行う。 ・安全・安心な給食提供環境を構築する。 ・食物アレルギー対応委員会で決定した対応方針や個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童の実態を理解し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭・栄養士の調理指示のもと、安全かつ確実に作業する。

※詳細は「食物アレルギー対応基本方針」（平成31年4月1日付け改正）参照

食物アレルギー対応委員会

校長、副校長、学年主任、養護教諭、栄養教諭または栄養士

- (1) 給食対応の基本方針等の決定
- (2) 保護者と面談を実施し、個別取組みプランを決定
- 【日程調整・保護者連絡】
- 養護教諭または栄養教諭・栄養士、当該児童の担任
- 【確認事項】
- ① 医師の診断内容(学校生活管理指導表)の確認
 - ② 原因食物と給食での対応の確認
 - ③ 調理法の確認
 - ④ 家庭での除去の確認
 - ⑤ 症状と対応方法の確認
 - ⑥ 緊急時の連絡先の確認
 - ⑦ 主治医の確認
 - ⑧ 搬送先の確認
 - ⑨ 処方薬の有無と保管場所の確認
 - ⑩ 学校生活での配慮事項の確認
 - ⑪ 配膳方法の確認
 - ⑫ 献立の提示方法の確認
- (3) 個別取組みプランを保護者に通知し、保護者の同意を得る。
- (4) 個別取組みプランを全教職員に周知。
- (5) 食物アレルギーに関する教職員研修の実施・支援
- 【 研修内容 】
- ・ エピペンの使い方
 - ・ 緊急時の対応訓練
 - ・ 事故及びヒヤリハットの情報の共有
- (6) 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討
- ・ 児童に対し、緊急対応を行った場合には、後日食物アレルギー対応委員会を開催し、事故の状況、発症の経緯、対応等について対応策を検討する。
 - ・ 事故発生報告書、食物アレルギーヒヤリハット報告書の提出

学
校

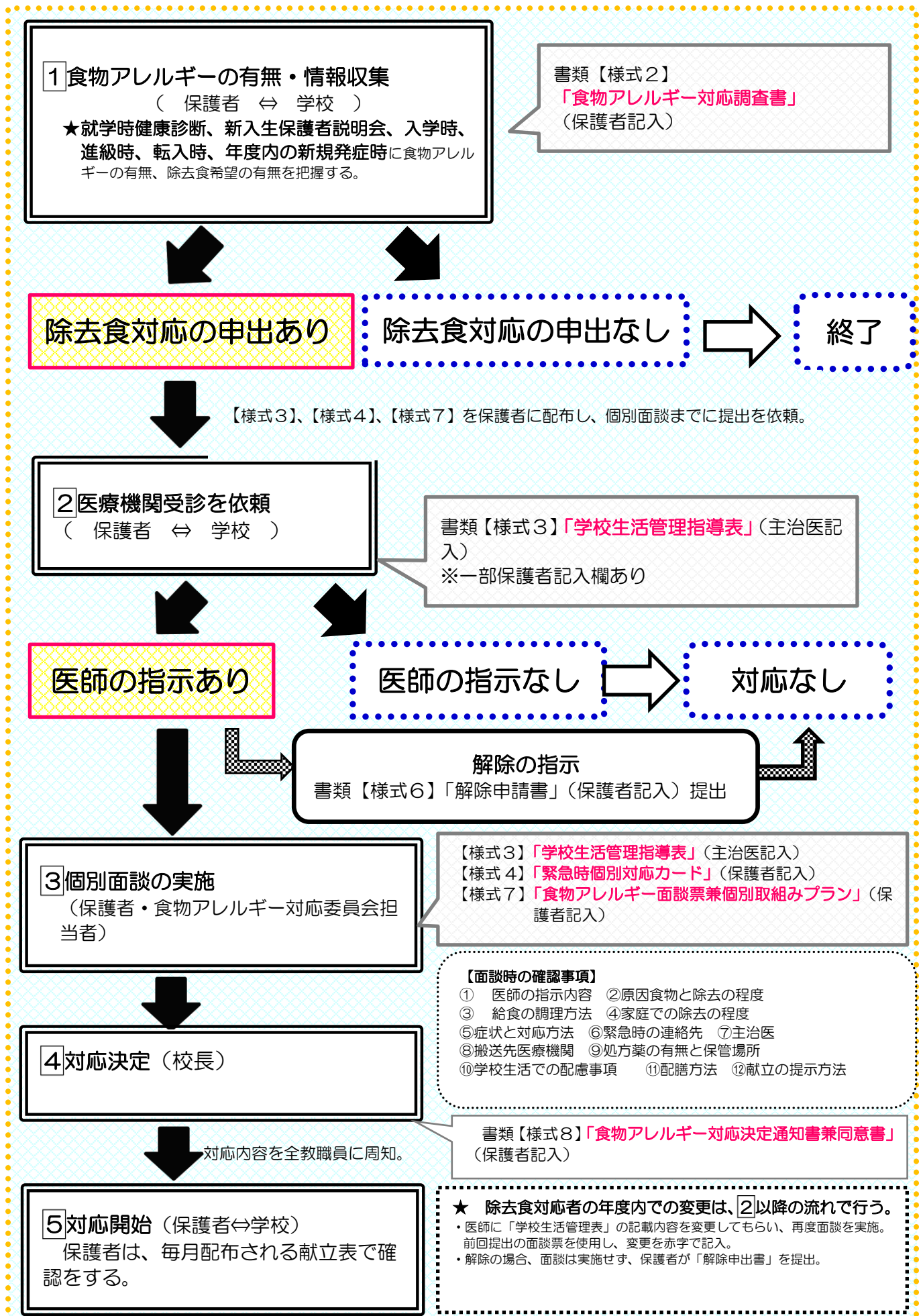
保
護
者
・
主
治
医

情報共有

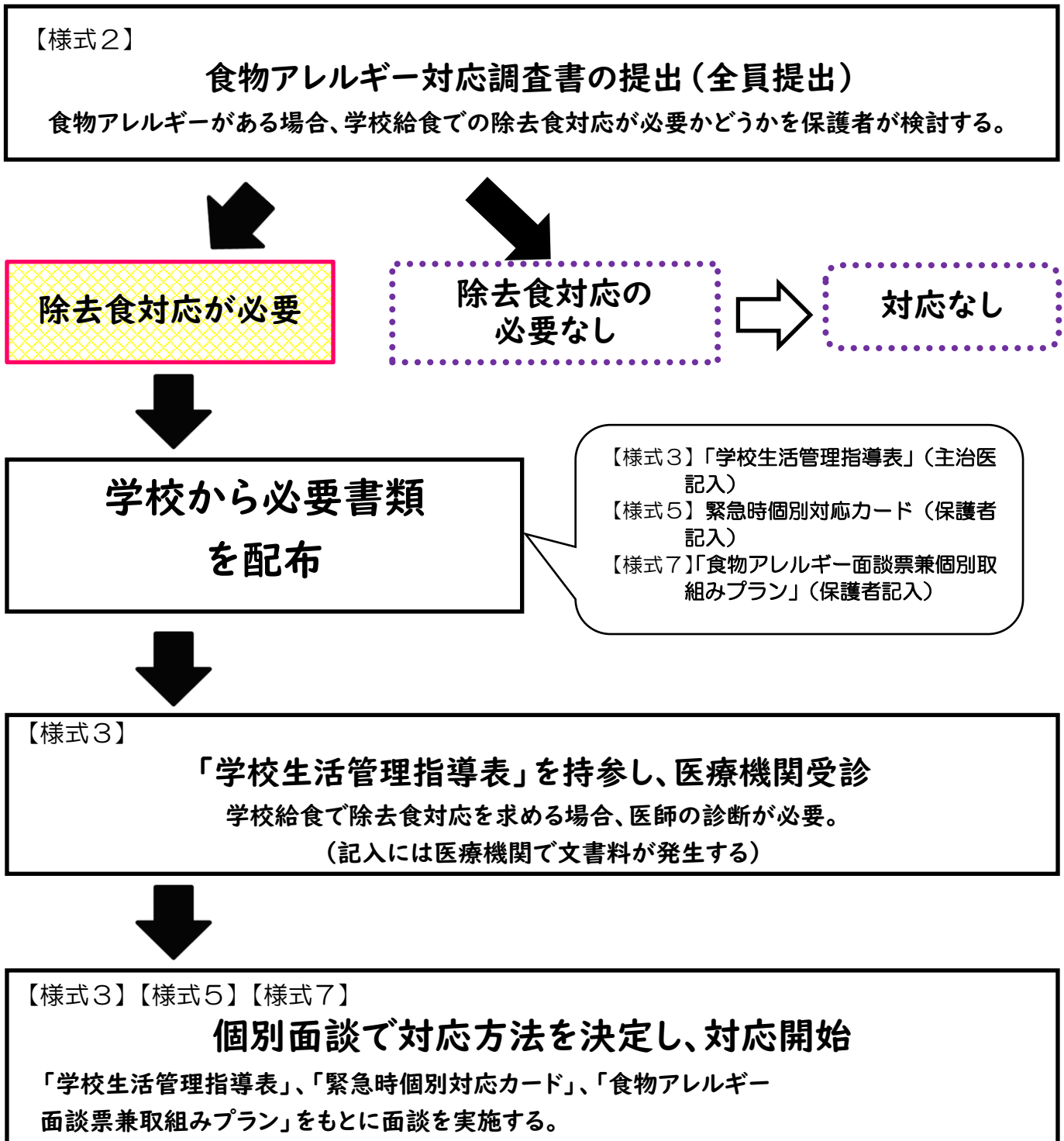
教
育
委
員
会

連
携

◆ 食物アレルギー対応の進め方



◆ 除去食対応の進め方



◆ アナフィラキシー対応の進め方

アナフィラキシー対応について

エピペン保管場所：
本人ランドセルの中
※複数、処方されている児童は
教員室の副校長机（上段）

食物アレルギー等によるアナフィラキシーの症状は、対応が遅れると生命に関わる重大な状況です。迅速・適切に対応できるよう、下記の内容を把握し、対応にあたる。

症状

対応

初期症状

アレルギーを含む食品摂取

口腔内の違和感
(かゆい・ピリピリする・痛い)

気分不快・腹痛

かゆみ・局所的発疹・じんましん

のどが詰まった感じ・胸が苦しい

全身のじんましん

ゼーゼーして苦しくなる

呼吸困難・意識障害

※アレルギー症状が発生した場合は、養護教諭及び管理職へ報告・相談をする。

- 口から出してすぐ
- 大量に食べたときは吐かせる
- 経過観察・記録をとる
- 児童を一人にしない

薬を持参している場合は服薬
 ※抗アレルギー薬・抗ヒスタミン薬

救急車の要請

※一刻を争う状況に陥る可能性あり
 管理職・養護教諭に連絡をし、救急車の要請をする。
 児童は動かさない。救急車の到着を待つ

エピペンを持参している児童へはエピペンの投与(管理職・養護教諭・担任等が行う)

中程度の症状
重症

アレルギーの種類

- 卵・牛乳・小麦(三大アレルギー)
- そば・ピーナッツ・くるみ
- 甲殻類(えび・かに)
- 果物(キウイフルーツ・メロン・もも・パイナップル・りんご・バナナ等)

※上記のもの以外でもアレルギー症状やアナフィラキシー症状を引き起こす場合があります。除去食等の対応の有無にかかわらず、症状が発生したら、同じような対応を取る必要があります。

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

<校門及び校舎入り口の管理>

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 時 分 ～ 分	<input type="checkbox"/> 児童は校庭門から登校する。 <input type="checkbox"/> 施錠担当教職員が、校庭を ○時○○分に解錠し、○時○○分に施錠する。 <input type="checkbox"/> 遅刻した生徒は、正門横の通用口から登校する。	<input type="checkbox"/> 常に正門横の通用口を使って出入りする。
授業中	<input type="checkbox"/> 児童・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。	
下校時間	<input type="checkbox"/> 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。	
下校時間後	<input type="checkbox"/> 正門横の通用口より出入りする。	

<来校者の管理>

<input type="checkbox"/> 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」等の案内を掲示する。 <input type="checkbox"/> 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室設置の来校者予定表に記入する。 <input type="checkbox"/> 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。 <input type="checkbox"/> 一般来校者には名札を1人1つ配布し胸の位置につけるか、安全ピンかクリップにより、胸の位置につけるよう求める。 <input type="checkbox"/> 保護者には、年度初めに配布する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、旨の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。 <input type="checkbox"/> 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心掛ける。

<校内の巡視>

<input type="checkbox"/> 「校内巡視チェックリスト」を用いて巡視を行う。
--

<校外の巡視・巡回>

<input type="checkbox"/> 登下校時の巡視 <input type="checkbox"/> 通学路の合同点検 <input type="checkbox"/> 校区内パトロール <input type="checkbox"/> 地域見守り
--

校内巡視チェックリスト

令和 年 月 日 () 時刻 : (始業前・校時授業中・業間休み・昼休み・放課後)

担当者氏名 ()

教室	<input type="checkbox"/> 1階教室 <input type="checkbox"/> 2階教室 <input type="checkbox"/> 3階教室
廊下	<input type="checkbox"/> 1階廊下 <input type="checkbox"/> 2階廊下 <input type="checkbox"/> 3階廊下
階段	<input type="checkbox"/> 東階段 <input type="checkbox"/> 西階段
体育館等	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 体育館倉庫 <input type="checkbox"/> 校庭
その他	<input type="checkbox"/> 屋外トイレ <input type="checkbox"/> 植栽周辺
気付き事項	(場所:)

施設／設備の主なチェックポイント

<p>【教室、特別教室、体育館等】</p> <p><input type="checkbox"/>照明に問題はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>室内の整理・整頓・清掃はできているか。</p> <p><input type="checkbox"/>設備・備品の保管は適切か。</p> <p><input type="checkbox"/>設備・備品・床等の破損はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>（放課後の巡視）施錠されているか。</p>	<p>【階段、通路】</p> <p><input type="checkbox"/>滑らないか。</p> <p><input type="checkbox"/>整理・整頓・清掃はできているか。</p> <p><input type="checkbox"/>通行の妨げとなる物が放置されていないか。</p> <p>【全体】</p> <p><input type="checkbox"/>消防設備、非常口等に問題はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>不審物はないか。</p>
---	---

生徒の行動等の主なチェックポイント

<p>【校舎内】</p> <p><input type="checkbox"/>施設の利用や児童等の行動に危険はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。</p> <p>【遊具・固定施設・移動施設付近】</p> <p><input type="checkbox"/>遊具等の利用の仕方に無理はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>遊具等を利用している者の行動に危険はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>遊具等の近くにいる者に危険はないか。</p>	<p>【運動場、体育館等】</p> <p><input type="checkbox"/>運動や遊びをしている者与其他の者との間に危険はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>運動や遊びの種類と場所に危険はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>人目に付きにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。</p> <p><input type="checkbox"/>新しく児童の間で流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。</p>
---	--

◆ インターネット上の犯罪防止対策

I 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイト等から最新事例や統計情報等入手し、児童への指導に反映する。

- 総務省「インターネットトラブル事例解説集」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/pdf/1-1_b.pdf

- 総務省「インターネットトラブル事例集(2021年版)」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf

- 警視庁「なくそう、子供の性被害」

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/

- 公益財団法人警察協会「STOP!子供の性被害～子供を性被害から守るために～」

<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>

- 文部科学省「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- 文部科学省「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」－令和2年度追記版－

https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt_jogai01-100003206_001.pdf

II 情報モラル教育

児童に対し、タブレットやスマートフォンを用いたインターネット、SNSの利用に関する指導を行う。

III 家庭との連携

校長は、毎年4月・7月・12月・3月を重点月間として学級担任に指示し、家庭でのタブレットやスマートフォンを用いたゲームやSNSの利用(時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等)について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

◆ 校外活動における危機未然防止対策

<事前の検討・対策>

校外活動全般	<input type="checkbox"/> 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害等の自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 <input type="checkbox"/> 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED配置場所、病院、警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 <input type="checkbox"/> 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 <input type="checkbox"/> 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 <input type="checkbox"/> 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 <input type="checkbox"/> 一人で避難できない児童への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に係る活動	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 <input type="checkbox"/> エピペン等持参薬の管理方法について確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 <input type="checkbox"/> 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 <input type="checkbox"/> 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応体制、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 <input type="checkbox"/> 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 *万が一アレルギー症状が発症した場合に備えて以下の準備をする。 <input type="checkbox"/> エピペン等持参薬の使用法の再確認 <input type="checkbox"/> 搬送可能な医療機関の事前調査 <input type="checkbox"/> 円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状 を用意

※注意が必要な活動:調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足(児童同士の弁当のおかずやおやつの交換)、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動(PTA主催イベントの模擬店など)、アレルギーとなる食品の清掃 等

<校外活動の携行品>

- 緊急連絡体制表
- 児童名簿(緊急連絡先を含む)
- 訪問先の地図等(避難経路・避難場所)
- 緊急搬送先医療機関の情報
- 携帯用救急セット
- 携帯電話・スマートフォン
- モバイルバッテリー
- 携帯ラジオ端末
- 笛(危険を知らせるため)

<校外学習開始時の対策>

- 現地に到着直後に、引率教職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
- 引率教職員の指示をよく聞くこと
- 一人で行動しないこと
- 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
- （食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の掲示場所に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学習発表会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校をしてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

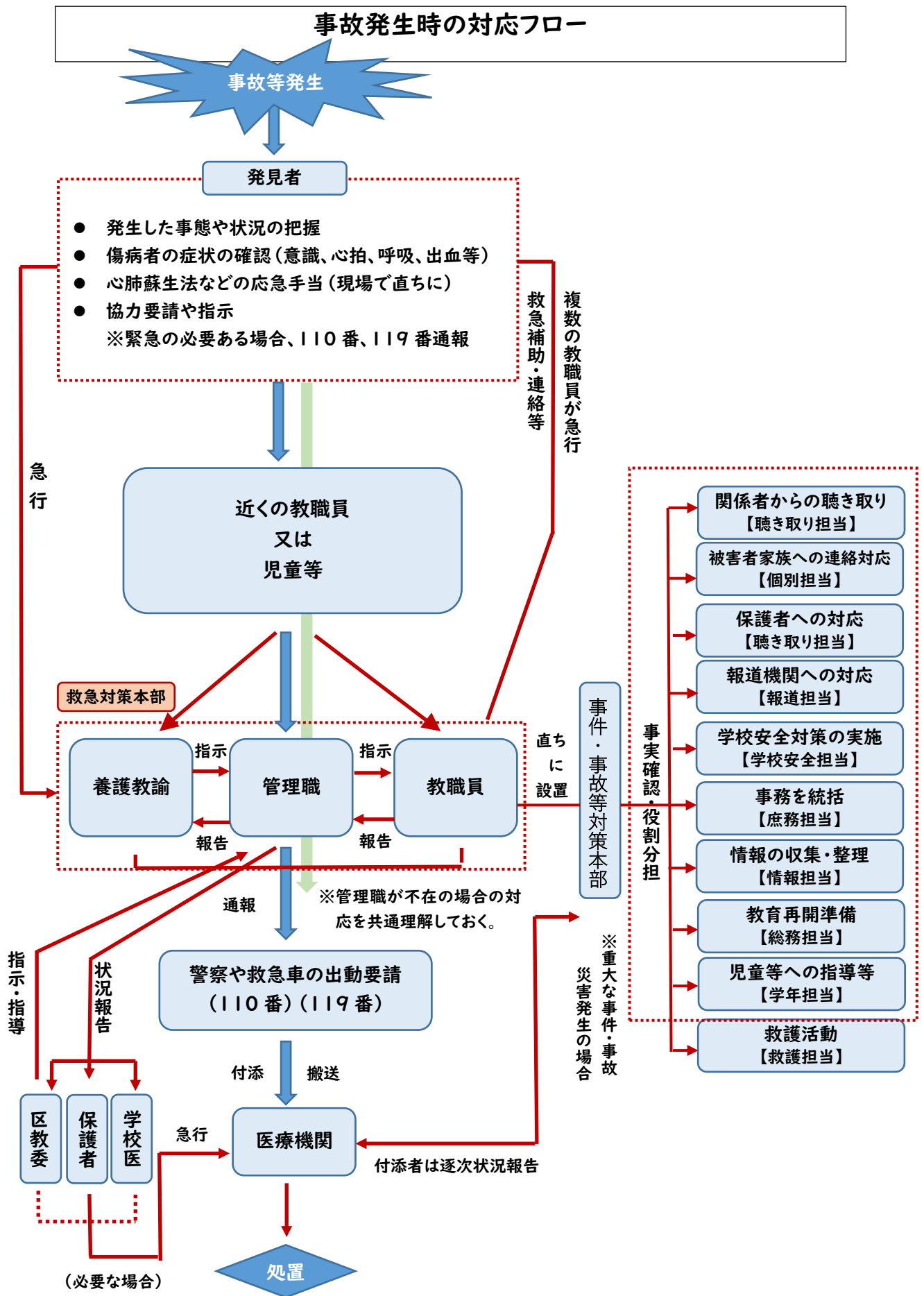
<事前準備>

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。
非開放部分については立入禁止区域として掲示物・テープ等で示す。
- 行事参加予定人数を確認する。
- 行事会場からの非常口の場所・数を確認する。
- 避難経路、避難場所の広さ等について確認する。
- 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTA及び地域ボランティアに依頼する。

<校内行事当日の対応>

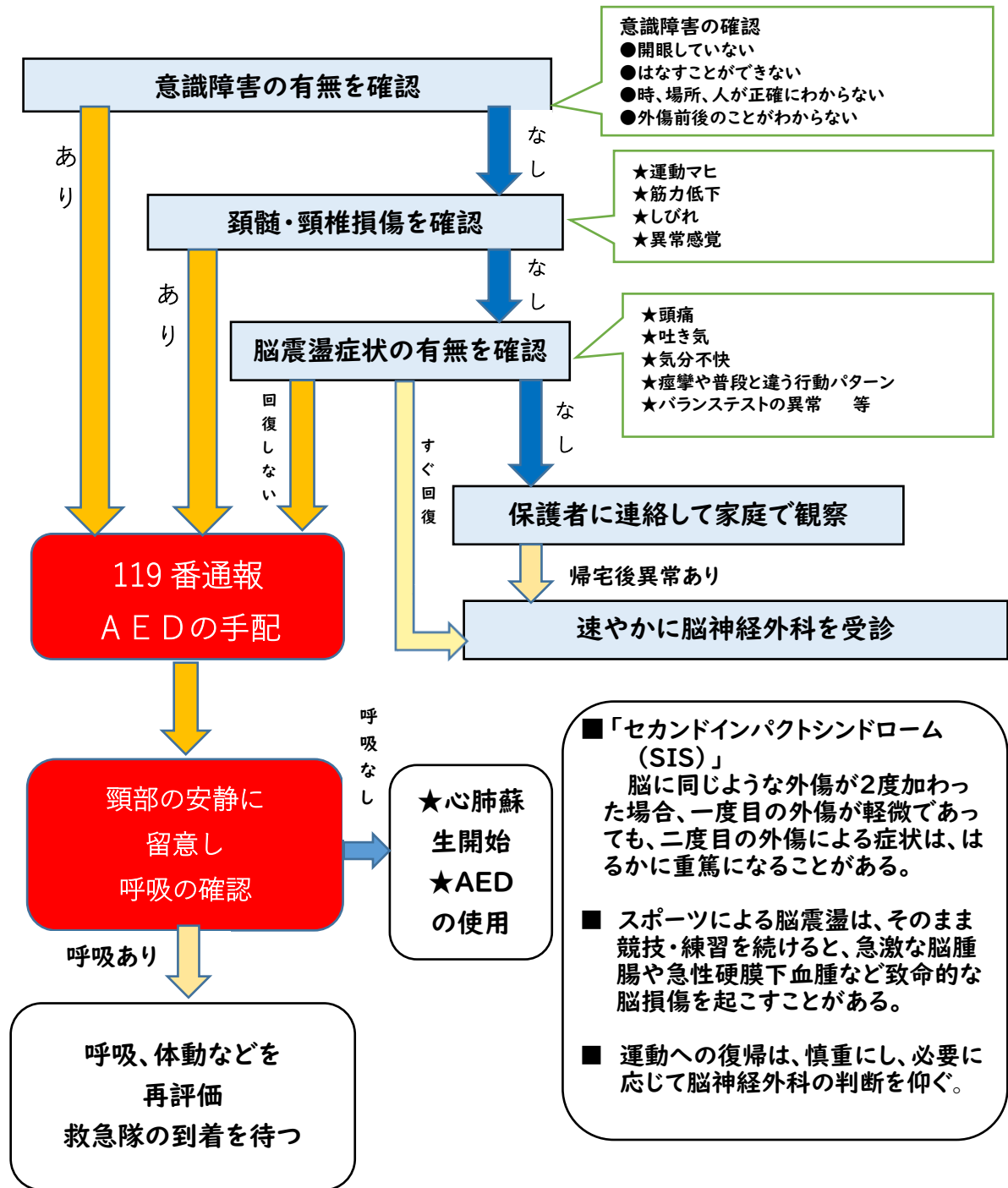
- 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し、胸の位置につけるよう求める。
- 児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。
- 行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や非常経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立入禁止区域についても説明し、理解を得る。

3 発生時（初動）の危機管理



頭頸部外傷事故対応フロー

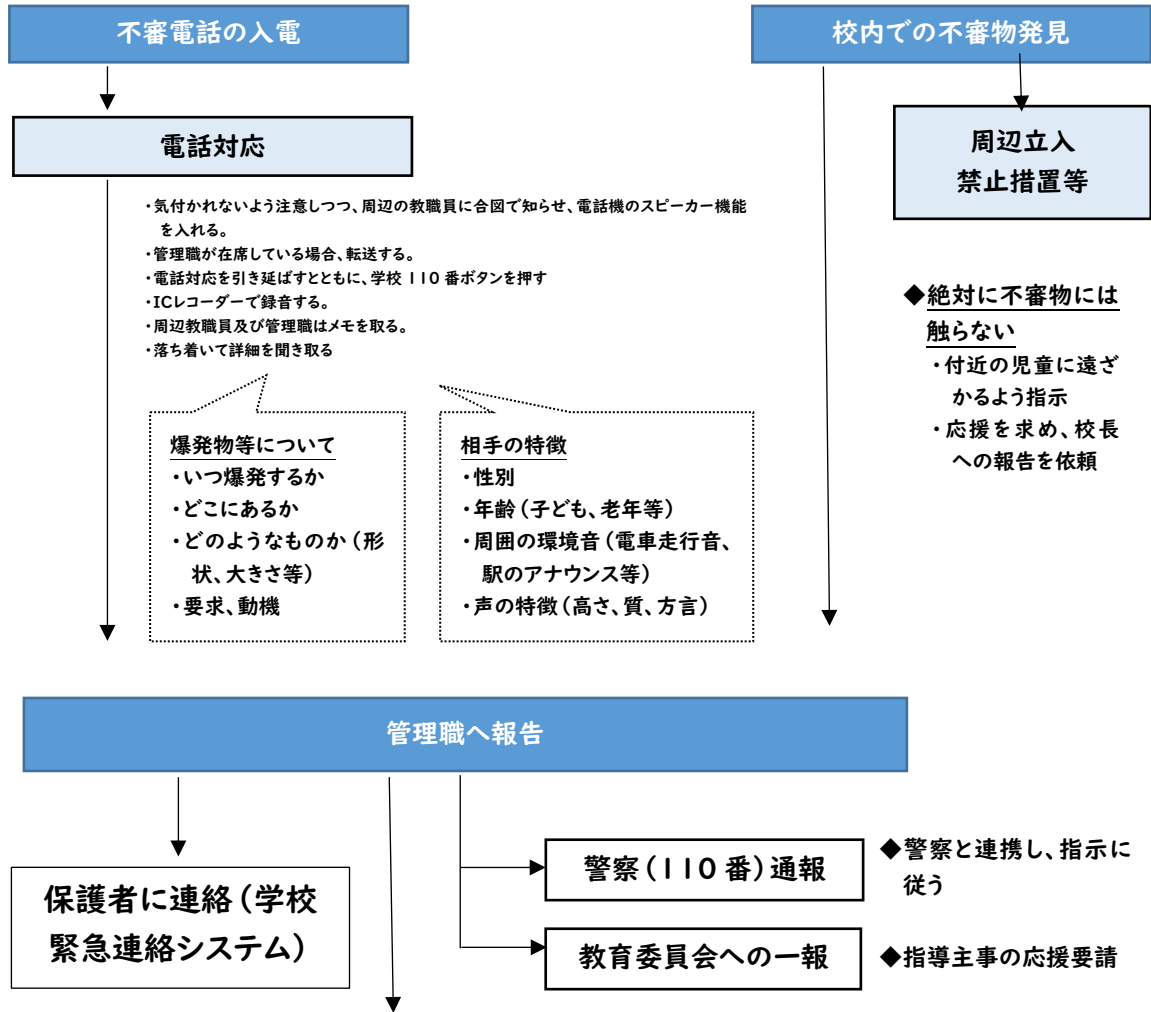
頭頸部外傷発生



※「体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」

(平成 25 年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究会) 参照

学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



児童・教職員等に、以下の対応を指示

	児童登校前	児童登校中	児童登下校中
児童	自宅待機	避難場所へ集合	登下校中の児童は帰宅 学校にいる児童は、避難場所へ集合
教職員	避難場所へ集合	避難場所へ集合 →校内巡回	避難場所へ集合 →校内巡回

危害予告・不審物発見時

- ・一次避難場所: 体育館→校庭(中央)
- ・二次避難場所: 多摩川緑地

事後対応

- ・安否確認
- ・集団下校・保護者引渡
- ・保護者への説明・マスコミ対応
- ・安全宣言、心のケア

交通事故発生への対応フロー

交通事故発生への第一報

電話等での聞き取り

- ・連絡者を落ち着かせながら、右記の事項を聞き取る。
- ・聞き取り内容は、復唱しながら確認し、メモを取る。

聞き取り項目

- ・児童本人及び相手方の被害(ケガ等)の程度
- ・事故の発生場所、発生時刻
- ・事故の状況(概要)
- ・加害事故、被害事故の別
- ・救急車の手配状況、搬送先
- ・110番通報の有無

管理職への報告

保護者への連絡

教育委員会への一報

救急(119番)通報

警察(110番)通報

未通報の場合

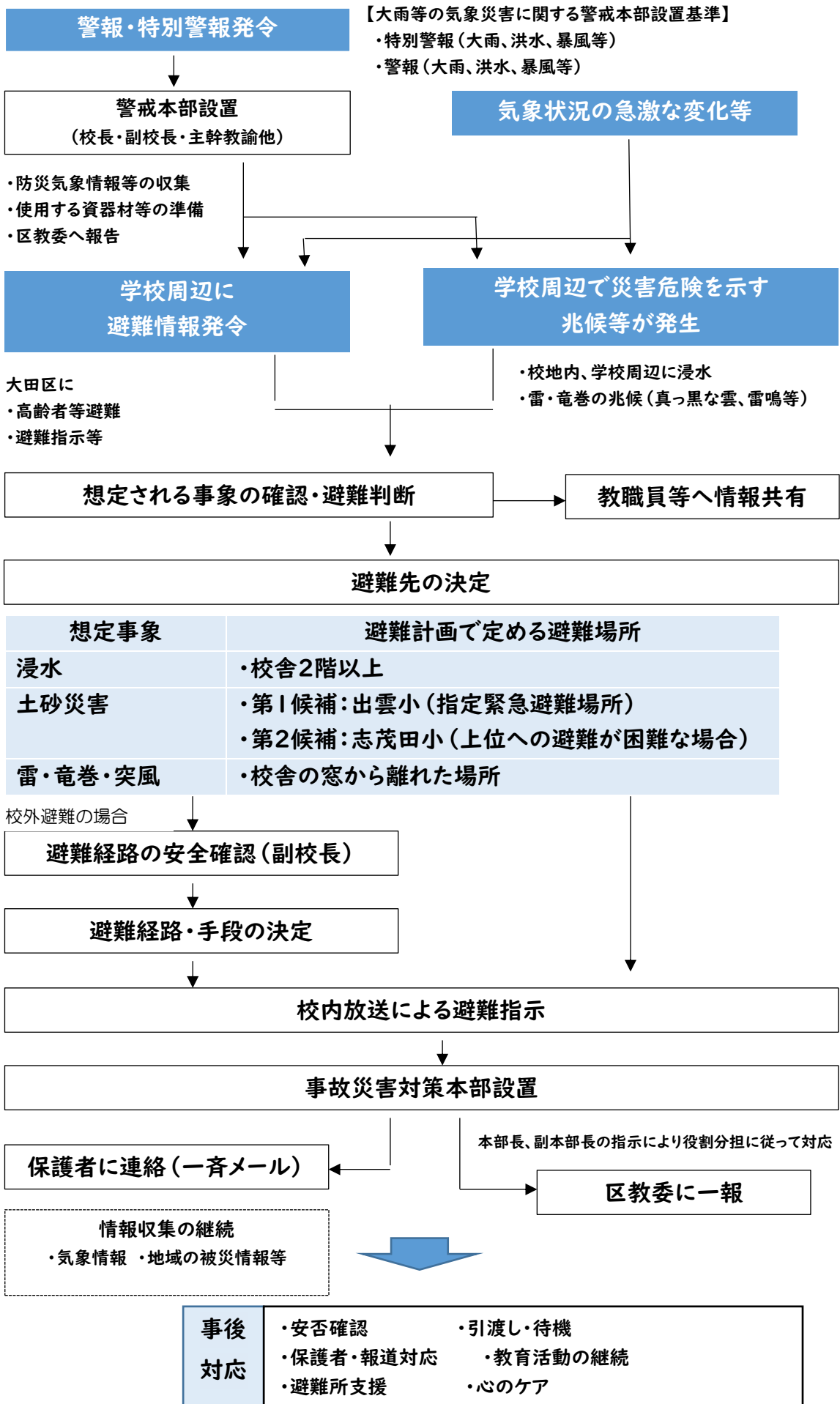
現場急行(学級担任・養護教諭) ※必ず複数で対応	
救急手配・搬送未了	救急搬送済み
<ul style="list-style-type: none"> ・事故現場へ急行(救急セット、連絡用携帯電話を携行) ・負傷者等の応急手当 ・現場周辺にいる他児童への対応(安全確保、当面の行動指示等) ・警察への対応(可能な範囲で警察等からの情報収集) ・(必要に応じ)救急車に同乗 ・学校への状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送病院を確認 ・搬送病院に急行(連絡用携帯電話を携行) ・負傷者等の容態把握 ・搬送された児童の健康カードの確認(輸血制限、アレルギー、投薬制限、既往症等) ・警察への対応(可能な範囲で警察等からの情報収集) ・学校への状況報告

現場からの情報をもとに、以降の対応を判断

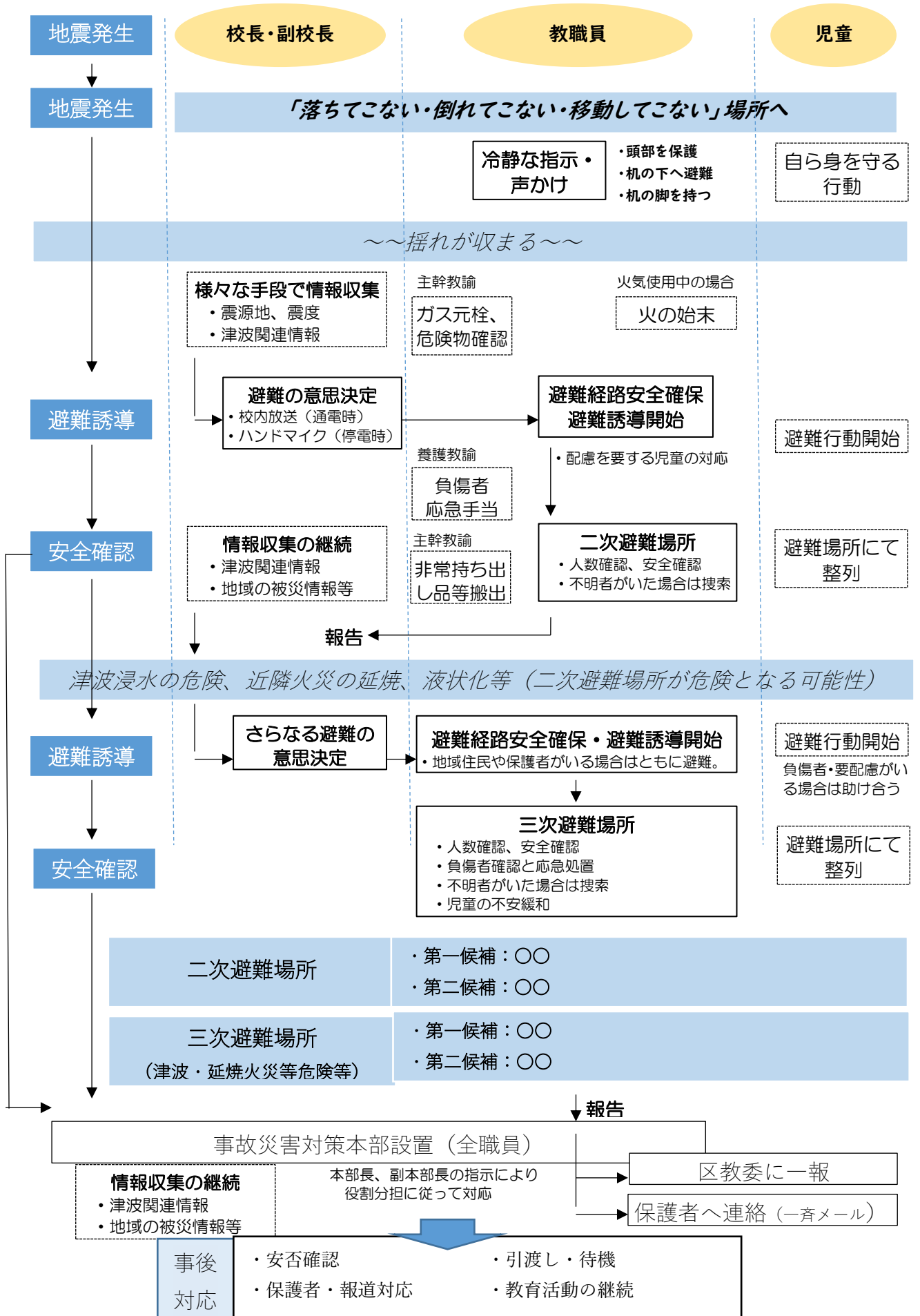
- ◆複数児童の被災など、重大・申告な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的対応の体制を取る

事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への説明(状況に応じ集団下校等) ・保護者への説明、マスコミ対応 ・入院・欠席中の学習支援等 ・心のケア
------	--

突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）



地震発生直後の対応フロー（授業中）



<p>学校に爆発物を 仕掛けた 《脅迫電話》</p>		<p>対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆脅迫電話受信中に「学校 110 番」ボタンを押す ◆脅迫電話を引き延ばす ◆脅迫電話受信中に、内容メモを他の教員に渡し、110 番通報 ◆児童は学校外へ避難 	<p>想定されるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校始業前 ・教育活動中(部活動を含む) ・休み時間、清掃時 ・放課後
<p>当初対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話受信者は管理職に転送し、脅迫電話が入っていることを周囲の教職員に伝える <input type="checkbox"/> 管理職は、脅迫電話の対応を引き延ばすとともに、「学校 110 番」ボタンを押す <input type="checkbox"/> 管理職は、電話の内容の要点をメモし、別の管理職に渡すメモをもとに、110 番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 教職員の緊急招集 <input type="checkbox"/> 校内の状況・不審物の有無確認 <input type="checkbox"/> 警察の指示に従い、児童の学校外への一次避難 <input type="checkbox"/> 児童の健康面等に配慮し、二次避難場所の選定と移動 		
<p>役割分担</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職①】脅迫電話の対応を引き延ばす、学校 110 番 <input type="checkbox"/> 【管理職②】全体指揮、到着警察官と対応、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭(避難訓練担当教員)】避難指示放送、管理職の補佐、記録 <input type="checkbox"/> 【学校HP担当教員】保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 【教職員】校内状況確認・不審物の有無確認 	
<p>確認事</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し時の記録児童の安否確認 <input type="checkbox"/> 二次避難先と保護者への連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 	
<p>随時判断</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童を避難先から学校に戻してよいか <input type="checkbox"/> 安全宣言の根拠 <input type="checkbox"/> 二次避難場所の選定(近隣の学校等) <input type="checkbox"/> 二次避難場所の周知(掲示又は人員の設置) <input type="checkbox"/> 一次避難場所から二次避難場所への移動 <input type="checkbox"/> 避難場所から保護者への引き渡し <input type="checkbox"/> 児童及び保護者への説明・報告内容の検討、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 翌日の教育活動内容の決定 <input type="checkbox"/> 教職員の随時招集 	
<p>学校再開</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 欠席児童の理由確認 <input type="checkbox"/> ランドセルをはじめ、学用品等を持ち帰らずに下校しており、無理をしない <input type="checkbox"/> 給食は予定どおり実施する(学校正常化のため) <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の設定 	
<p>留意事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者への引渡し時の確認事項の徹底と記録(誰を誰に何時何分に引き渡したか) ◆学校HPへの情報掲載を、学校外から対応できる体制を日頃から構築する ◆心的外傷のケアが必要な児童も想定して、翌日の教育課程は意図的に編成する <ul style="list-style-type: none"> ①全体への安全宣言 ②日常への積極的回復(学年に応じて学級お楽しみ会等を実施) ◆教職員間の情報共有には十分に留意する ◆「学校 110 番」とは、非常ボタンを押すと警視庁通信指令室に自動的に通報され、警官が駆けつけるシステム 	

<p>児童が下校途中 に誘拐 《不審電話》</p>		<p>対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆児童の安否確認 ◆速やかな110番通報 ◆誘拐事実の確認 ◆安否確認できない場合、警察と連携した捜索 	<p>想定されるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤報(いたずら) ・誘拐事件の発生 ・DV避難者の情報共有
<p>当初対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話を受理した教職員は、管理職に電話を引き継ぐ <input type="checkbox"/> 管理職はその教員を電話脇に待機させ、内容伝達を行う <input type="checkbox"/> 管理職は電話対応中に「誘拐」という言動を確認したら、別の管理職に一報するよう、待機している教員にメモを渡す <input type="checkbox"/> 110番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 管理職は担任に家庭連絡を指示し、安否確認を行うとともに、不審電話が入っていないか確認する <input type="checkbox"/> 管理職は教職員を招集し、事態の共通理解を図る <input type="checkbox"/> 安否確認ができない場合は、対応レベルを最大級に設定し、警察の指示に従う <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
<p>役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職①】不審電話をなるべく引き延ばして対応 <input type="checkbox"/> 【管理職②】速やかな110番通報、警察官対応 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】管理職の補佐、記録 <input type="checkbox"/> 【担任】家庭への電話連絡及び家庭訪問※ <input type="checkbox"/> 		
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問して児童の安否確認を行う <input type="checkbox"/> 誘拐事案の特殊性に鑑み、学校がとるべき態度について、警察から助言を受ける <input type="checkbox"/> 校内残存児童への対応 <input type="checkbox"/> 		
<p>随時判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 安否確認ができない場合、校長は最大級の対応を宣言する <input type="checkbox"/> あらゆる手段を用いて当該児童の所在確認を行う(当該家庭への個別確認電話、交友関係の確認等) <input type="checkbox"/> 誘拐事実の確定情報を受け、再度、教職員を招集し共通理解を図る <input type="checkbox"/> 解決が長期化した場合の学級経営の在り方(生徒指導、SNS等の取扱い含む) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆誘拐は最重大犯罪であるから、真偽の判断を速やかに行う ◆安否確認、警察への通報等を速やかに行う ◆誘拐事案の展開は、解決するか最悪のケースに至るなど、学校運営上の重大危機である ※DV避難者の場合、加害者が居所の探索を目的として当該児童の誘拐を装った電話をかけてくる場合もあるため、家庭訪問に行く場合には、加害者と面識のない教員に行かせる、尾行する不審者がいないか等に留意する 		

原因不明の異臭 による 集団健康被害		対応のポイント	想定されるケース
当初対応	<input type="checkbox"/> 異臭が原因と特定できなくても、校舎内に避難する <input type="checkbox"/> 119番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 保健室だけでは児童を収容できないときは、隣接する部屋を確保する <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 救急車に同乗する教職員（保護者）の確定	◆速やかな校舎内避難 ◆速やかな119番通報 ◆情報の整理と共有 ◆下校児童の把握	・校庭での全校朝会時に、異臭があり、複数児童が嘔吐
役割分担		<input type="checkbox"/> 【管理職①】警察対応、情報集約、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【管理職②】教職員への指示、全校保護者向け周知内容の検討・周知 <input type="checkbox"/> 【養護教諭等】健康被害者の救護・手当て <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】校舎内避難指示 <input type="checkbox"/> 【担任】家庭へ連絡（搬送された場合は、搬送先を伝える） <input type="checkbox"/> 【教職員・保護者】救急車に同乗、病院対応 <input type="checkbox"/> 【待機教職員】職員室内にホワイトボードを設置・記録記入 （搬送先病院ごとの情報の整理：派遣教員、搬送生徒、症状等） 児童の引渡しの順路設置、保護者に引き渡した下校児童の記録	
確認事項	<input type="checkbox"/> 窓閉めの徹底 <input type="checkbox"/> 体調不良者のリスト作成 （氏名、年齢、年組、症状、保護者連絡記録、救急搬送先、救急車同乗者） <input type="checkbox"/> 病院ごとの情報収集・情報整理 <input type="checkbox"/> 病院ごとの対応教職員の確定 <input type="checkbox"/> 警察・消防と連携した安全宣言の確定 <input type="checkbox"/> 体調不良児童のパルスオキシメーターデータの記録 <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 体調不良者が複数発生した時点で、校舎内に避難する <input type="checkbox"/> 教育活動の停止 <input type="checkbox"/> 在校児童の下校の判断 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項	◆異臭に気付かないケースもあり得る ◆救急搬送先が複数になる可能性がある。救急車に同乗する教職員の確定 ◆本事例は児童のみが体調不良を訴えているが、教職員が体調不良を訴えることもあり、対応の困難さが増加する ◆保護者に引き渡した児童の記録を徹底する ◆体育館や校舎内で発生した場合の避難先、救護手当場所、情報共有手段も検討しておく		

放課後の教室 から出火		対応のポイント	想定されるケース
		◆速やかな119番通報 ◆児童・教職員の安全確保を最優先 ◆児童・教職員に対する心のケア	・部活動等の時間帯
当初対応	<input type="checkbox"/> 出火時、速やかに119番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 児童・教職員の校庭避難 <input type="checkbox"/> 児童・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 保護者への児童の引き渡し <input type="checkbox"/> 消防・警察への情報提供 <input type="checkbox"/>		
役割分担	<input type="checkbox"/> 【管理職】119番通報、校庭避難指示、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】校庭避難の集団統率 <input type="checkbox"/> 【教職員】行方不明者を特定するための児童・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 【部活動顧問等】保護者への生徒の引渡し <input type="checkbox"/>		
確認事項	<input type="checkbox"/> 初期消火は必ず消火器および消火ホースを使用する <input type="checkbox"/> 出火場所の片付けは消防の許可が必要 <input type="checkbox"/> 消火器で消火できたとしても、消防署に連絡する <input type="checkbox"/> 校庭に避難した児童・教職員氏名の記録 <input type="checkbox"/> 保護者に児童を引き渡す際の記録 <input type="checkbox"/> 出火場所周辺にいた児童からの事情聴取※ <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 区教委(教育施設担当)と連携した教室等の復旧工事手配 <input type="checkbox"/> 正常な教育活動への影響の把握と対応 <input type="checkbox"/> 焦げ臭さを含めた当面使用できない区域(教室)の確定 <input type="checkbox"/> 臨時の学級編成の必要性 <input type="checkbox"/> 臨時全校集会の開催 <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の開催 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等派遣要請 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項	◆児童・教職員の安全確保を最優先する ◆出火原因等の解明は消防署の検証による ◆臨時全校集会等を通じて児童の動揺へのケアを行う ◆学校再開にあたり、区教委の応援スタッフ等を導入し、教職員をサポートする ※事情聴取後、当該児童の保護者への説明には細心の注意を払う。		

Jアラートへの対応		対応のポイント	想定されるケース
		◆避難訓練の年間計画に「Jアラート訓練」を位置付けることが前提	◆児童に対して、Jアラート発令時の避難行動を指導
当初対応	<input type="checkbox"/> Jアラート放送を受け、管理職は放送にて避難行動を全校指示（地震発生時と同じ） <input type="checkbox"/> 管理職は直ちに NHK 等のテレビ放送を受信し、Jアラート情報を収集する <input type="checkbox"/> Jアラートもしくはテレビ情報の警戒解除を受け、避難行動解除を全校放送する <input type="checkbox"/> 児童・教職員の安全を確認する <input type="checkbox"/> 避難行動の解除放送 <input type="checkbox"/> 区教委への一報（必要に応じて）		
役割分担	<input type="checkbox"/> 【管理職】避難行動指示放送 <input type="checkbox"/> 【担任等】避難指導、児童・教職員の安全確認の報告（管理職へ） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
確認事項	<input type="checkbox"/> Jアラート放送をすべての教室等で受信できたか <input type="checkbox"/> Jアラートの解除について <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 児童及び教職員の安全確認 <input type="checkbox"/> Jアラートの警戒内容が解除されない場合の、避難行動について <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/>		
留意事項	◆日頃、Jアラート放送を教室等において適正に受信できるか確認しておく ◆年間の避難訓練の一つとして、Jアラート対応を実施しておく ◆Jアラート時の避難行動は地震想定に準じる ◆あらかじめJアラート時の避難行動を教職員で協議し、共通理解する ◆Jアラートが解除されない場合、あるいは学校近隣で被害が生じた場合、学校が避難場所になる場合もあることを想定しておく		

<p>在籍確認電話 に対応してしま った</p>		<p>対応のポイント</p>	<p>想定されるケース</p>
<p>当初対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 在籍確認電話の詳細（いつ、誰から、何を聞かれ、誰がどう対応し、何を伝えたか等）を確認 当該児童が、氏名等個人情報の取扱い制限があるかを確認 <input type="checkbox"/> 制限がある児童のケースでは、保護者に連絡して対応の事実を報告し謝罪 <input type="checkbox"/> （制限がない児童であっても、保護者に連絡して対応の事実を報告するとともに、問合せ者について確認を行う） 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 児童への接近制限がかかっている人物の来校を想定し、校門で不審者対応を行う <input type="checkbox"/> 当該児童を下校させるときは、保護者に引渡すか担任（又は管理職）が同行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆在籍確認電話に答えてしまったことの及ぶ影響について対策を講じる ◆児童への接触を求めていることを想定して、予防措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り立て関係 ・子どもへの接近を制限された親 ・その他、マスコミからの事件・事故関係での学校特定
<p>役割分担</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職】発生している事態の問題点を分析整理し、教職員に適切に指示を発する <input type="checkbox"/> 【担任・管理職】保護者への報告と謝罪、下校時の同行 <input type="checkbox"/> 【教職員】校門等の警戒 	
<p>確認事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 在籍確認電話におけるやり取りの詳細を明確にし、記録する <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱い制限（接近制限の有無を含む）がある児童かを確認する 	
<p>随時判断</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 今後、児童の下校時に待ち伏せ等が懸念される場合もある。電話の内容での回答内容を同居保護者に報告し、必要に応じて警察(生活安全課少年係)に警備を要請する 	
<p>留意事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆在籍確認には「答えることができません」を教職員に徹底する ◆該当児童がいない場合でも、「在籍していない」と回答しない ◆児童が通院してから登校していると、保護者であるかのように偽装した在籍確認電話もある。 「大至急」「急いで病院へ」に惑わされない ◆問合せ者が信頼できる人物であるかどうかは、相手が見えない電話では絶対に判断できない ◆個人情報の取扱い制限がある児童のリストを作成し、随時活用できる準備をする ◆更なる情報取得のため、下校中の児童への接触や、ある程度期間経過後の校内行事への侵入等も想定しておく 	

わくわくスクール における 体調不良		対応のポイント	想定されるケース
		◆体調不良の原因がわくわくスクールの飲食物にあると想定する ◆対応のイニシアティブを整理する ◆躊躇なく119番通報	・参加者が口にするすべての飲食物
当初対応	<input type="checkbox"/> PTA 会長は管理職に事態を報告 <input type="checkbox"/> 速やかな119番通報 <input type="checkbox"/> 区教委(指導課及び学務課保険給食係)への一報 <input type="checkbox"/> 放送等を通じて全ての飲食を中止することを指示 <input type="checkbox"/> 校長は教職員に対して、体調不良者を保健室等において救護することを指示 <input type="checkbox"/> 校長は、学校と保護者が総力を挙げて事態に対処することをPTA会長と確認 <input type="checkbox"/> 校長は参加している教職員を招集し、児童の健康観察を指示 <input type="checkbox"/> 来校している保護者に対して、子どもの体調の確認を放送で依頼 <input type="checkbox"/> 事例③に準じて、救急搬送の記録等を行う		
役割分担	<input type="checkbox"/> 【校長】教職員を通じて児童の体調を把握する、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【副校長】被害の状況により、保健室以外の教室を保健室として整える <input type="checkbox"/> 【教職員】保護者が来校していない児童の家庭への連絡(搬送された場合には搬送先を伝える) <input type="checkbox"/> 【PTA 会長】校長と連携、マスコミ対応 <input type="checkbox"/>		
確認事項	<input type="checkbox"/> 体調不良児童への適切な対処 <input type="checkbox"/> 保護者が来校していない児童の把握 <input type="checkbox"/> 憶測や根拠のないデマ等が発生していないか留意 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 警察の捜査に協力するため、全ての飲食物を片付けず、現況のまま保存する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項	◆本事例はPTA主催であるが、校長はPTA任せにせず、準備段階から運営スタッフとして関与する ◆児童が口にする全ての飲食物に原因があることを前提とする ◆全ての飲食物の安全を担保するための確認事項を、スタッフ間で共通理解しておく ◆体調不良の原因は、調理や食材管理に起因する食中毒と、毒物混入による意図的犯罪の両面を想定する ◆「PTA」等の組織と学校教職員のボランティア参加という、イベントに対する関与差があるが、校長は参加している教職員のリーダーとして采配を振るう ◆PTAと協力して児童への保護者連絡する場合、個人情報の取り扱いに留意する		

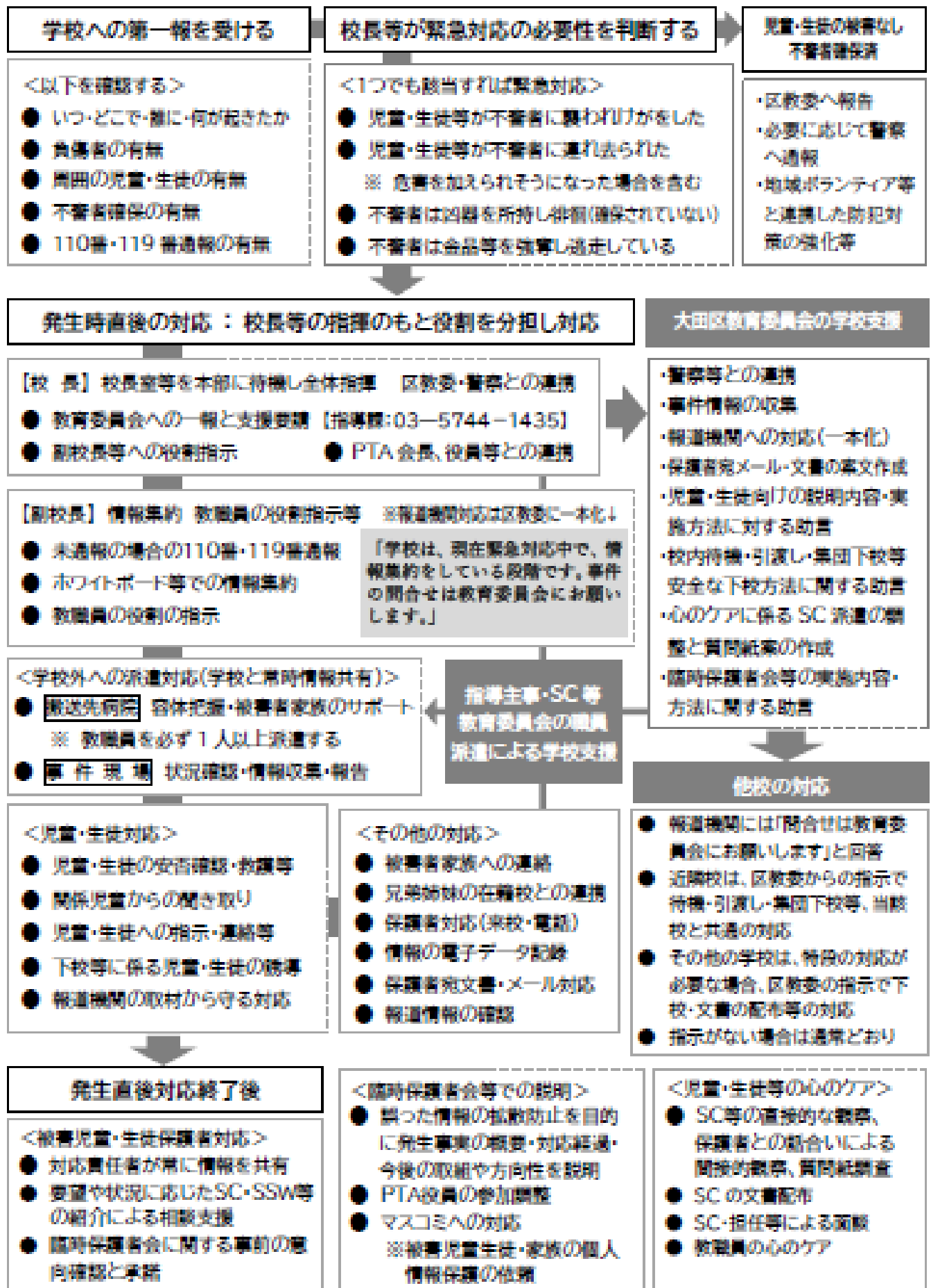
校長と副校長が同時に新型コロナ陽性判定		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 正常な学校運営をいかに担保するか ◆ 濃厚接触者の確定と及ぶ影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、副校長が陽性判定 ・ 濃厚接触者の校長も陽性 ・ 校長・副校長不在の学校運営 ・ 教職員全員が PCR 検査へ
当初対応	<input type="checkbox"/> 副校長が新型コロナ陽性判定 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 校長は、副校長の新型コロナ陽性判定を教職員に周知 <input type="checkbox"/> 保健所の指導により、校長が濃厚接触者となり、PCR 検査のため自宅待機 <input type="checkbox"/> 校長も新型コロナ陽性反応 <input type="checkbox"/> 保健所の指導により、教職員全員が PCR 検査 <input type="checkbox"/> 主幹教諭は相互に情報を共有し、それぞれの立場で学校運営を補佐する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
役割分担	<input type="checkbox"/> 【校長】副校長を通じて学校を運営 <input type="checkbox"/> 【副校長】主幹教諭と連絡を取り合い、学校を運営 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】副校長補佐の立場で教職員に指示を出す <input type="checkbox"/> 【指導主事】学校に赴くよう依頼する。区教委との報告・連絡・相談に基づき、管理職を支援 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
確認事項	<input type="checkbox"/> 教職員の PCR 検査は全員陰性判定 <input type="checkbox"/> 陽性者がある場合は事例⑨を参照 <input type="checkbox"/> 管理職不在時の学校運営体制を確立 <input type="checkbox"/> 校長は PTA 会長に一報する <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 校長は、区教委と連絡をとり、指導主事の学校派遣を要請する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理職が自宅待機となった際には、管理職の指示に基づき、主幹教諭が学校運営の主体者となる ◆ 主幹教諭の役割分担を定め、管理職との報連相に支障をきたさないようにする 		

新型コロナウイルスの教職員クラスターが発生		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆学校休業のタイミング ◆オンライン授業やオンラインによる授業配信等の実施 ◆マスコミ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のクラスター発生 ・管理職は濃厚接触者にあらず
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> PCR 検査対象の教職員の発生後、濃厚接触者の児童及び教職員が確定し、自宅待機となる。区教委への一報 <input type="checkbox"/> 授業等、学校運営に支障をきたす場合、全校休業の判断 <input type="checkbox"/> 給食への影響を栄養士と協議 <input type="checkbox"/> オンライン授業やオンラインによる授業配信等を想定し、タブレット端末を確実に持ち帰らせる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】全体統括、学校休業の判断、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【副校長】保健所・区教委との連絡、諸情報の収集および整理 <input type="checkbox"/> 【養護教諭】職責による見立ての整理 <input type="checkbox"/> 【栄養士】給食停止への影響の整理 <input type="checkbox"/> 【ICT 担当】タブレット端末の持ち帰りの徹底 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童への周知及び保護者への連絡 <input type="checkbox"/> タブレット端末の持ち帰り <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 濃厚接触者が複数の教職員もしくは全教職員に及び、学校休業について判断 <input type="checkbox"/> 児童の PCR 検査結果について、適切な情報を集約する <input type="checkbox"/> 校長は、区教委と連絡をとり、指導主事の学校派遣を要請する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例⑧とは異なり、校長と副校長は濃厚接触者に非該当 ◆校長は保健所の指導に基づき対応 ◆オンライン授業やオンラインによる授業配信等の準備を開始する ◆児童の PCR 検査結果を集約・整理し、休業措置の延長等を検討する 		

新型コロナと インフルエンザが 複合した学校休業		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆学校クラスターの発生を防止する ◆事態収束の判断が難しい。 ◆学校により状況が異なるので、主体的な判断が求められる ◆保健所の指導に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校休業の長期化に備え、オンライン授業やオンラインによる授業配信等を準備
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 欠席者の状況等に基づき、保健所の指導を仰ぐ <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 臨時会議を開催し、自治体の方針及び【A】により、学校休業措置を決定 <input type="checkbox"/> 教職員を招集し、学校休業について共通確認する <input type="checkbox"/> 【B】に基づくオンライン授業の実施のため、タブレット端末を確実に持ち帰らせる <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【養護教諭】児童の欠席状況(※)をリアルタイムで把握し、管理職に報告する ※…コロナ陽性者、濃厚接触者(PCR検査結果待ち)、インフル診断欠席者 <input type="checkbox"/> 【副校長】教職員全員の体温申告データ及び出勤していない教職員の個別状況を集約 <input type="checkbox"/> 【校長】学校休業等を総合判断する <input type="checkbox"/> 【臨時会議】養護教諭および栄養士が同席する <input type="checkbox"/> 【ICT担当】タブレット端末の持ち帰りの徹底 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者通知文書の作成 <input type="checkbox"/> 学校HPに掲載 <input type="checkbox"/> 給食食材業者及び調理業務委託業者への連絡 <input type="checkbox"/> PTA 会長への個別連絡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校休業措置の基準に照らして判断 <input type="checkbox"/> 【B】に基づき、オンライン授業やオンラインによる授業配信等を実施する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校休業措置を講じる基本的な考え方をあらかじめ整理しておく……【A】 ◆日頃より、新型コロナ及びインフルの発症を最大限予防するための「うがい」「手洗い」「マスク」等を徹底する ◆特に、気温が下がるインフル流行期は、教室の「換気」を徹底する ◆教職員が罹患したという条件を加味すると、さらに対応は複雑になる ◆オンライン授業やオンラインによる授業配信等を実施する基本的な考え方をあらかじめ整理しておく……【B】 		

刃物を持った 不審者が校庭に 侵入		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆「学校 110 番」の使用 ◆暗号放送の実施 ◆不審者の動き等を、随時 110 番通報する ◆校舎内への侵入を阻止する 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業者が発見 ・警察官が不審者を確保
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「学校 110 番」ボタンを押す <input type="checkbox"/> 110 番通報し、状況を警察に伝える <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 体育授業中の児童の屋内避難 <input type="checkbox"/> 昇降口等の閉鎖 <input type="checkbox"/> 暗号放送による事態の周知 <input type="checkbox"/> 「不審者対応避難訓練実施要項」に基づき、教室内バリケード等を準備 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】 ・「学校 110 番」ボタンを押し、初期対応を指示 ・110 番通報を行い、随時不審者の動き等状況を報告 <input type="checkbox"/> 【副校長】あらかじめ定めた暗号放送を行い、校舎内の教職員及び校舎外の用務員等に事態を周知 <input type="checkbox"/> 【管理職・教職員】不審者の校舎内侵入に備え、「さすまた」及び携帯電話等を所持し、校内を探索及び児童の安全管理 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体育授業中の児童の屋内避難完了 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ等を活用し、不審者の現在位置を特定 <input type="checkbox"/> 管理職は、不審者の校舎内への侵入の有無について細心の注意を払う <input type="checkbox"/> 管理職は、到着した警察官に最新情報を伝える <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不審者の校舎内侵入の有無 <input type="checkbox"/> 不審者確保について、校内放送を通じて教職員・児童に周知する <input type="checkbox"/> 集団パニックが心配な場合には、臨時全校集会等を開き、安全宣言を丁寧に行う <input type="checkbox"/> 不審者を目撃した児童への精神的なフォローの準備 <input type="checkbox"/> 保護者会の開催 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆「学校 110 番」ボタンの使用をためらわない ◆不審者の探索時、管理職・教職員は携帯電話等を携行し、不審者の動きに係る情報を随時 110 番通報する ◆校庭で不審者を目撃している、児童の心のケアを丁寧に行う ◆本事例では、警察官が不審者を確保した設定である。管理職等が直接、不審者確保等に当たる場合は、「さすまた」等を必ず使用し、複数で対応する ◆不審者を刺激しないよう、対応に留意する ◆激高した保護者等が教室への侵入等を行おうとしている場合には、警察への通報も辞さない姿勢を示し、対応する 		

大田区立学校における登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応フローチャート



授業中に 校舎裏で 不審物が爆発		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆校外への児童の一斉避難 ◆消防・警察による安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・死角になりやすい校舎裏 ・悪質な犯罪を前提に対応
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 爆発現場の特定 <input type="checkbox"/> 教員及び児童の安全確認 <input type="checkbox"/> 速やかな 110・119 番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 校内放送による教職員への状況連絡 <input type="checkbox"/> 授業者への指示(放送) <input type="checkbox"/> 授業者以外の教員及び各職員への指示(放送) <input type="checkbox"/> 校長は消防、警察から学校の安全についての判断を仰ぐ <input type="checkbox"/> 校長は児童の一斉避難について判断 <input type="checkbox"/> 他の不審物がないか搜索する <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】110・119 番通報、区教委へ一報、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【副校長】校内放送 <input type="checkbox"/> 【授業者】各教室等で児童指導 <input type="checkbox"/> 【授業者以外の教員及び各職員】職員室に招集 <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難先での児童の安全を確認する <input type="checkbox"/> 近隣施設への被害の確認・記録 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 校外への児童の一斉避難(一次避難) <input type="checkbox"/> 長時間避難、天候等により近隣の学校等へ移動(二次避難) <input type="checkbox"/> 児童を避難先で保護者へ引き渡すことも想定 <input type="checkbox"/> 近隣住民及び PTA 会長への情報提供 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例①に準じ、児童・教職員の安全を最優先事項として対応する ◆日頃より校地内の整理整頓を維持し、不審物を発見しやすくする 		

運動会中に ドローンを飛ば され行事が中断		対応のポイント	想定されるケース
		◆児童の安全確保を最優先する ◆ドローンの安全な着地に注力する	・保護者による競技・演技の撮影 ・昼休み時の悪ふざけ ・明確な行事妨害 ・粉末散布等のテロ
当初対応	<input type="checkbox"/> 競技・演技を中断 <input type="checkbox"/> 運動会会場の全員に対して、ドローン落下に注意するよう放送する <input type="checkbox"/> 放送により、ドローン操縦者に対してドローンの安全な着地を勧告する <input type="checkbox"/> ドローンの操縦者が学校内外にいることを想定して、操縦者の発見 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
役割分担	<input type="checkbox"/> 【校長】ドローン操縦者に対する注意勧告 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】ドローンの様子を動画・写真等で記録 <input type="checkbox"/> 【教員】児童に対してすぐに避難等の指示が出せる位置で待機 <input type="checkbox"/> 【その他対応が可能な職員全員】ドローン操縦者の特定 <input type="checkbox"/>		
確認事項	<input type="checkbox"/> ドローンの操縦者を特定する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> ドローンが学校上空にとどまっている場合は、速やかに110番通報する <input type="checkbox"/> ドローン操縦者に対する嚴重注意 <input type="checkbox"/> 威嚇的な飛行や盗撮、児童等への被害が予想される場合には、児童の校舎内避難を検討 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項	◆ドローンが落下し、けが人が発生した場合は速やかに119番通報する ◆カメラ付きドローンの場合、遠隔地から操縦されていることもある		

わいせつ事件で 教員が 逮捕された		対応のポイント	想定されるケース
当初対応	<input type="checkbox"/> 警察からの連絡を受け、当該教員家族に逮捕の事実を確認 <input type="checkbox"/> 区教委への一報、指導主事の派遣を要請 <input type="checkbox"/> 教職員を招集（週休日においても） <input type="checkbox"/> PTA会長への一報 <input type="checkbox"/> 臨時会議を開催し、対応方針について共通理解を図る <input type="checkbox"/> 学校HP、学年だより等における当該教員の個人情報の削除 <input type="checkbox"/> 臨時全校集会の開催 <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 担任代行者の指名、児童への紹介 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童の心的ケアを最優先する ◆PTAと十分に連携し対応する ◆児童への説明 ◆臨時保護者会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・逮捕後に警察から連絡があるケース ・マスコミ報道により学校が認知したケース
役割分担	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 【管理職】全体指揮、マスコミ対応を含む校内外の対応全般 【主幹教諭】外部からの電話問合せの対応 【HP担当教員】報道状況の調査及び学校HPにおける当該教員の個人情報の削除 	<input type="checkbox"/>
確認事項	<input type="checkbox"/> 逮捕の事実（家族にも確認） <input type="checkbox"/> 逮捕容疑名 <input type="checkbox"/> 身柄の所属 <input type="checkbox"/> 弁護人の連絡先 <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 教員逮捕について、どのように児童に伝えるかを協議 <input type="checkbox"/> 臨時全校集会の設定 <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の設定 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの派遣要請 <input type="checkbox"/> 担任代行者の指名 <input type="checkbox"/>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆本事例は、学校外での容疑事案での逮捕であり、当該教員の学校名等は公表される ◆わいせつ事件の被害者が在籍児童、卒業生、保護者の場合、対応はさらに困難をきわめる ◆SNS経由で被害者と知り合った等、事件発生場所である他道府県において、身柄拘束されたような場合も、連絡等が困難となる 		

児童から 申告された 体罰事故		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆児童のけが等の対処を最優先 ◆区教委への一報 ◆児童・保護者への謝罪 ◆児童・保護者への謝罪と説明 ◆教職員の招集 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動 ・当該教員からの申告なし ・同僚教員からの申告なし
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> けがの部位・程度の確認及び処置 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡、医療機関受診 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 当該教員の教育活動の停止・事情聴取 <input type="checkbox"/> 目撃している教職員・児童からの聞き取り <input type="checkbox"/> 教職員を招集し、事態の共有 <input type="checkbox"/> 当該教員の自宅待機 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】保護者への謝罪、全体指揮 <input type="checkbox"/> 【副校長】事故報告書の作成 <input type="checkbox"/> 【養護教諭】けがの処置及び医療機関への受診対応 <input type="checkbox"/> 【教職員】目撃児童からの聞き取り <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆教員からの聞き取り <input type="checkbox"/> ・自ら申告しなかった理由 <input type="checkbox"/> ・体罰に至る過程の詳細 <input type="checkbox"/> ・体罰の具体的な行使態様（何を用いて、児童のどこを、どの程度で、どのように有形力を行使したか等） ◆被害児童からの聞き取り <input type="checkbox"/> ・体罰に至る過程の詳細 <input type="checkbox"/> ・体罰の具体的な行使態様（同上） <input type="checkbox"/> ・けがの部位・程度、診断結果等 <input type="checkbox"/> ・これまでの指導について <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の開催について <input type="checkbox"/> 当該教員の復帰について <input type="checkbox"/> 体罰を行った教員の授業等への復帰について 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆第一報を受けた時点から、服務事故として対処 ◆すべての対応について詳細（5W1H）に記録する ◆臨時保護者会では謝罪を行った上で、事実関係・処分関係及び再発防止策について説明する 		

河原で校外活動 中、急な増水で 児童が中州に取り 残された		対応のポイント	想定されるケース
当初対応	<input type="checkbox"/> 増水の異変を察知 <input type="checkbox"/> 緊急退避を開始し、人員点呼 <input type="checkbox"/> 中州に取り残された児童を確定し、消防等への応援要請（119番通報） <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 学校に状況を報告 <input type="checkbox"/> 要救護児童の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 応援教職員の要請 <input type="checkbox"/> 帰校後の対応（保護者への引渡し）の決定	◆想定外の事故 ◆対応する時間の猶予がない	・実地踏査では認識なし ・上流ダムの管理事務所は、緊急放流の注意喚起を行っていた
役割分担		<input type="checkbox"/> 【校長】現場で緊急撤退を指示、119番通報、現場に残り消防隊等と連携 <input type="checkbox"/> 【学年主任】児童の緊急避難を采配、避難児童の統率 <input type="checkbox"/> 【副校長】校内で待機し、現場の情報に対する緊急支援を判断 <input type="checkbox"/> 【残留職員】来校した保護者の待機場所の確保 <input type="checkbox"/>	
確認事項	<input type="checkbox"/> 人員点呼を行い、要救護児童を確定する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 急な増水について、緊急退避の指示 <input type="checkbox"/> 避難児童の安全確保（バスへの帰還、近隣学校への二次避難） <input type="checkbox"/> 応援教職員の要請 <input type="checkbox"/> バスに避難した児童の帰校判断 <input type="checkbox"/> 救護児童の安全確保 <input type="checkbox"/> 児童保護者への連絡・説明内容の検討		
留意事項	◆実地踏査において、ダムの緊急放流について、関係機関に確認しておく ◆河川を使用する校外活動では、上流ダムとの事前打合せが必要 ◆最悪の事態が生じた際に、現地に残留する職員と、帰校する児童を引率する職員が生じることを想定し、応援教職員の派遣も検討		

多摩川河川敷で 重篤熱中症 (全校遠足)		対応のポイント	想定されるケース
当初対応 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 河川敷現場からの一報を受け、救急車の要請を指示 <input type="checkbox"/> 現場へ応援教職員を派遣 <input type="checkbox"/> 体調不良児童の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 搬送先病院へ教職員を派遣 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 康状態を確認後、引率帰校 <input type="checkbox"/> 心肺停止に備えたAEDの用意、心肺停止の際の心肺蘇生法の実施 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆河川敷現場の状況把握 ◆救急隊の要請 ◆応援教職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足中の熱中症 ・対応できる教職員は少ない
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【担任】救急車の要請、管理職への報告、相手校顧問との連携、現場対応 <input type="checkbox"/> 【校長】全体指揮 <input type="checkbox"/> 【副校長】現場教職員との連携 <input type="checkbox"/> 【教職員】河川敷野球場・搬送先病院へ派遣 <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体調不良児童氏名の把握 <input type="checkbox"/> 搬送先病院の把握 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現場へ応援教職員の派遣 <input type="checkbox"/> 搬送先病院への教職員派遣 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆現場の情報を共有するため、職員室にホワイトボードを設置し、時系列に記録する ◆こまめな水分補給の指示、環境庁のサイトや防災速報アプリなどから、WBGTを確認する。 熱中症指数計測器の適切な活用等、予防措置は必須 ◆複数の児童が搬送された場合や年度初の事例では、マスク対応も必要となることを想定しておく。 		

マラソン・駅伝大会で児童が心肺停止		対応のポイント	想定されるケース
当初対応 <input type="checkbox"/> 競技中に児童が転倒した際は、直ちに健康観察を行う <input type="checkbox"/> 競技を継続できない児童は、心拍数を確認する <input type="checkbox"/> 反応がない場合、大声で助けを求める <input type="checkbox"/> 脈がない場合、直ちにAEDの手配、119番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 正常な呼吸がない場合、心臓マッサージを開始 <input type="checkbox"/> AED到着後、直ちにAEDを起動、装着し、音声ガイドに従う <input type="checkbox"/> 救急隊に引き継ぐまで、心臓マッサージを実施する <input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ◆競技中に転倒した児童の身体症状の確認 ◆競技後の体調変化者の把握 ◆躊躇なくAEDを活用 ◆119番通報により救急隊を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技中に心肺停止 ・競技後に心肺停止 ・結果的に蘇生に成功
役割分担 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【校長】教員間の通信を受信し、逐次必要な判断を行うとともに現場に赴く <input type="checkbox"/> 【副校長】保護者への連絡、区教委へ一報 <input type="checkbox"/> 【担任・保護者】救急車同乗 <input type="checkbox"/> 【生活指導主任】救急隊到着の動線を確認するため、児童を統率指導 <input type="checkbox"/> 【教職員】事故現場への児童の立ち入り規制 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
確認事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 競技中の転倒者は、必ず教員が身体症状を確認する <input type="checkbox"/> 競技後の体調不良者の把握に努める <input type="checkbox"/> 搬送先病院名 <input type="checkbox"/> 救急車同乗者 <input type="checkbox"/> 校長は、搬送児童の身体状況について医師の診断を把握する <input type="checkbox"/>		
随時判断 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心肺停止事故発生後は競技中止 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「持久走大会実施要項・実施計画」が形式的なものではなく、児童の健康面・安全面に十分配慮されているものであるかを問われる ◆AED及びパルスオキシメーターの当日配備は必須 ◆コース途中の教員配備の間隔にも留意 ◆教員間の通信手段の確保（携帯電話等よりトランシーバーの方が情報共有では便利） ◆実施前に、運動制限のある児童について共通理解を図る ◆競技前には十分なウォーミングアップを設定する ◆死亡事故の場合には、マスコミ対応が想定される 		

天候悪化時に 強行した運動会 での落雷事故		対応のポイント	想定されるケース
当初対応		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 体育館への速やかな避難 ◆ 身をかがめて避難することを徹底 ◆ 慌てさせない避難指示 ◆ 落雷によるけが人への対応 ◆ 集団パニックへの予防と対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠雷を軽視 ・ 運動会中に遊具に落雷 ・ 直接被雷した場合は即死 ・ 建造物等に落下した場合でも間接的に被雷する
役割分担		直ちに放送で、体育館や校舎内等の屋内への児童・参観者全員の避難指示 ショック症状を呈している児童への対応 身をかがめて避難させる 集団パニックを起こさせないため、避難を慌てさせない 体育館に近い集団（保護者を含む）から、体育館に避難誘導 119番通報の必要性を判断 区教委への一報 心肺停止に備えたAEDの用意、心肺停止の際の心肺蘇生法の実施	
確認事項		<ul style="list-style-type: none"> □ 【校長】全体指揮 □ 【副校長】諸情報を集約し、校長に報告、保護者へ連絡、区教委へ一報 □ 【生活指導主任】避難誘導の指揮 □ 【養護教諭】避難時の転倒等のけがの処置 	
随時判断		<ul style="list-style-type: none"> □ けが人の把握 □ 児童・参観者全員の避難を確認 □ ショック症状の児童の確認と救護 	
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> □ 運動会中止を宣言 □ 身をかがめての体育館への避難指示 □ 集団パニックを防止するための慌てさせない避難 □ ショック症状を呈している児童の把握 	
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 天候が悪化するのは午後からが多い ◆ 午後は、運動会の種目がクライマックスに向かっているため、中止の判断がしにくい ◆ 事前に天候悪化が予想される場合の、雨天版プログラム（種目組み替えバージョン）を実施要項で決定し、確認しておく ◆ 雨天等の場合は、避難した児童や参観者の低体温症にも留意 ◆ 死亡事故の場合には、集団パニック等が発生する可能性が大きい 	

児童に配膳した給食のサラダに画鋏等が混入		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆放送で喫食の全校停止 ◆教員が異物の混入を点検 ◆異物混入の範囲を特定 ◆喫食可能範囲の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童がいたずらで入れる ・調理過程で誤って混入
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全校放送を通じて、各教室の給食配膳及び喫食の停止を指示 <input type="checkbox"/> 教職員を招集し、異物混入事実を知らせ、他の異物混入の有無について点検を指示 <input type="checkbox"/> 区教委学務課給食担当と対応方針について協議 <input type="checkbox"/> 情報を集約し、サラダ以外の異常がないことを受け、サラダ以外の喫食を再開する <input type="checkbox"/> 当該児童の健康確認、保護者への連絡・謝罪 <input type="checkbox"/> 区教委(学務課保健給食係)への一報 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】対応方針を決定 <input type="checkbox"/> 【副校長】諸情報を集約し、校長に報告。区教委へ一報。保護者への通知文書を作成し、校長決裁後に各教室に配布 <input type="checkbox"/> 【栄養士】給食調理員に発生している異物混入について知らせる <input type="checkbox"/> 【学級担任】喫食の停止を児童に徹底し、教職員招集場所に集合する。給食再開にあたり、喫食禁止献立の児童への周知を徹底する <input type="checkbox"/> 【養護教諭】当該児童の健康状態を確認する <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理職及び栄養士は当該教室に赴き、異物の混入状況を現認する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 喫食・配膳の停止の指示 <input type="checkbox"/> 異物混入の規模の確認を受けて、喫食禁止の献立を特定する <input type="checkbox"/> 区教委学務課と喫食再開の可能性を協議 <input type="checkbox"/> 喫食禁止献立以外の喫食を再開 <input type="checkbox"/> 翌日以降の給食について、多面的に再発防止策を決定する <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆すべての献立の喫食を停止することが基本的対応であるが、冷静な対応も求められる事例ではないか ◆冷静に考えて、単なる異物ではない画鋏が調理の過程で混入することはあり得ない ◆しかし、異物が混入した事実を重く捉え、当該献立の喫食を停止する 		

<p>食物アレルギー の初期対応ミス による症状悪化</p>		<p>対応のポイント</p>	<p>想定されるケース</p>
<p>当初対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一刻も早く、処方薬を飲ませる <input type="checkbox"/> 119番通報 <input type="checkbox"/> 保護者への一報 <input type="checkbox"/> 区教委(学務課保健給食係)への一報 <input type="checkbox"/> 保健室では、食物アレルギー症状が発症している児童から、身体症状を聴取 <input type="checkbox"/> 同時に、発疹等の身体症状が現れていないか身体を確認する <input type="checkbox"/> 血圧計により血圧を測定、パルスオキシメーターにより血中酸素濃度と心拍数を測定し、救急隊に情報提供する <input type="checkbox"/> 心肺停止に備えたAEDの用意、心肺停止の際の心肺蘇生法の実施 	<p>◆食物アレルギー薬が処方されている児童は、アレルギー症状発症時、保健室等に移動させる前に、その場で処方薬を飲ませることが、マニュアルに記されている</p>	<p>・エピペン所持児童ではないが、薬が処方されている生徒への不適切な対応から症状が悪化</p>
<p>役割分担</p>		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】児童の状況を確認し、最新情報(学校生活管理指導表)を整理、救急車に同乗する教職員の決定 <input type="checkbox"/> 【副校長】119番通報、保護者へ連絡、区教委へ連絡 <input type="checkbox"/> 【養護教諭】血圧・血中酸素濃度・心拍数等を一定間隔ごとに測定し、記録する <input type="checkbox"/> 【栄養士】児童のアレルギー対応食材について、献立との関連を確認する <input type="checkbox"/> 【担任】学級児童へのフォロー、給食時の記録作成 	
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体調の確認・記録 <input type="checkbox"/> 栄養士に、給食の献立において児童に必要なアレルギー対応を確認させる <input type="checkbox"/> アレルギー物質除去食があった場合、適切に提供されていたかを担任に確認する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
<p>随時判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 服薬するタイミングが誤っているため、119番通報し、救急隊を要請する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
<p>留意事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆食物アレルギー事故防止の取り組みは、とにかくエピペンの適切な使用に注意が向きがちである ◆むしろ、アレルギー症状発症時に服薬指導が指示されている児童は多くおり、その初期対応への教職員の認識は曖昧であるのが現実ではないか ◆本事例は、アレルギー症状が発症している児童を保健室等に移動させてから投薬したことによる、事態の悪化である ◆当該児童の体調不良が周知されると、連鎖的に体調不良を訴える児童が出てくる可能性もあるため、別室での対応を想定する 	

首から上の けがを軽視し 重篤化		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職は、本件に関する報告が一切ない中、保護者からクレームを受けており、最大限の誠意をもって対処する ◆重大事故への発展も視野に入れ、適切に対処する 	<ul style="list-style-type: none"> ・休みに発生したけが ・首から上のけがについて、管理職に報告がない ・養護教諭はたんこぶ程度の対処のみ ・帰宅後の嘔吐等、体調悪化により、保護者が救急要請
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 負傷児童の保護者からの一報を受けた管理職は、事実認識がなかったことを謝罪する <input type="checkbox"/> 当該児童が病院等へ搬送されている場合、関係教員と管理職が病院に駆けつける <input type="checkbox"/> 別の管理職は、養護教諭から学校が行った処置等を聴取 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職①】保護者からの第一報受信(学校への要望等)、搬送先病院に赴き、児童及びその保護者への謝罪 <input type="checkbox"/> 【管理職②】速やかに事実確認し、管理職①が病院に着く前に、学校での対応の経過を伝える <input type="checkbox"/> 【関係教員】搬送先病院に赴く <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事故を目撃していた児童からの速やかな事情聴取 <input type="checkbox"/> 事故の状況・原因の調査 <input type="checkbox"/> 養護教諭の対応記録及び養護教諭がとった処置の根拠 <input type="checkbox"/> 搬送先病院 <input type="checkbox"/> 児童の状態及び診断結果 <input type="checkbox"/> 児童の今後の治療方針 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 関係児童及び関係教員から事情聴取で分かった客観的状況 <input type="checkbox"/> 施設上の瑕疵が考えられる場合、施設担当課に連絡する <input type="checkbox"/> 施設等の現状保存と写真撮影 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆日頃より首から上のけがについては、速やかに管理職に報告することを周知徹底する ◆本事例は、管理職への報告がなかった状況での児童の体調悪化を想定している ◆死亡事故に発展した場合、警察・マスコミ対応が想定される ◆首から上のけがのみならず、学校での事故が原因で帰宅後に受診し、手術・入院が必要となった場合にも、本事例と同様の扱いを検討する 		

水泳授業中 複数の児童の 足の裏から出血		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆けがの最小化 ◆適切なけがの処置 ◆水泳指導の中止 ◆水中心検の実施 ◆区教委・専門家による点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス瓶等の投げ込み ・化学物質の結晶化 ・プール床の劣化 ・排水の鉄格子の劣化
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全児童をプールサイドに上げる <input type="checkbox"/> けがの確認と適切な処置 <input type="checkbox"/> 水泳授業の中止 <input type="checkbox"/> 管理職への報告 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 原因を特定するため、水中心検を実施する <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職①】プールで事態を現認 <input type="checkbox"/> 【管理職②】保護者への通知の検討、区教委との調整 <input type="checkbox"/> 【授業担当教員】けがをした児童の確認、他の児童への指示 <input type="checkbox"/> 【養護教諭】けがの処置 <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水中心検を実施 <input type="checkbox"/> 区教委と協議の上、プール水を排水し、原因物質を除去 <input type="checkbox"/> ガラス瓶等の投げ込みなど外部の者になされたことが疑われる場合、警察への通報 <input type="checkbox"/> プールの底に広範囲にわたり、鋭利に結晶化した物質が沈着した事象の有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の足裏に、ガラスの破片等が残留していないか確認 <input type="checkbox"/> けがをした児童の足裏を写真撮影 <input type="checkbox"/> けがの程度により救急隊を要請 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆水泳授業実施前に、体育授業者は水中心検を確実に行わなくてはならない ◆一般的に、プールでの足の損傷事故は、ガラス瓶の投げ込み破損によるものが多い ◆化学物質の結晶化によるけがも発生している ◆授業者が運動着等で指導しており、水着未着用の場合、様々な対処が後手後手となり、保護者への説明が付かない 		

		対応のポイント	想定されるケース
		歯の欠損事故	<ul style="list-style-type: none"> ◆事故発生後の適切な医療対応 ◆関係児童(関与者)の特定と客観的な状況の把握 ◆罹災者・関与者への誠実な対応 ◆スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されない治療も視野に
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> けがの処置 <input type="checkbox"/> 欠損した歯の回収と適切な保存 <input type="checkbox"/> 管理職への報告 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 関与者の特定と確保 <input type="checkbox"/> 医療機関等の選定(必要があれば119番通報) <input type="checkbox"/> 区教委への一報 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職】情報の取りまとめと指揮、保護者への謝罪 <input type="checkbox"/> 【養護教諭】けがの処置、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】関与者の確保と事情聴取 <input type="checkbox"/> 【関係教諭】医療機関への同行 <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発生時の状況の詳細 <input type="checkbox"/> けがの状況 <input type="checkbox"/> 関係児童からの事情聴取 <input type="checkbox"/> 翌日以降の給食提供の可否や必要な配慮、栄養士等との確認 <input type="checkbox"/> 区教委への事故発生報告書の提出 <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ◎歯の欠損事故は、トラブルに発展することが多いことを前提に対応する <input type="checkbox"/> ・医療機関受診の時機を逸しないように対応する <input type="checkbox"/> ・かかりつけ歯科医が最善とは限らない(顔面や頭部のダメージへの対応) <input type="checkbox"/> ・けがの状態や発生時の状況を総合的に判断し、救急車要請(119番通報)をためらわない <input type="checkbox"/> ・関与者が複数の場合は、なるべく手分けをして個別に事情聴取 <input type="checkbox"/> ・事故付近にいた児童や教職員からも速やかに事情聴取 <input type="checkbox"/> ◎罹災保護者に対し、管理下事故について客観的事実に基づいた説明と謝罪(家庭訪問) <input type="checkbox"/> ・スポーツ振興センターの給付適用は、保険内診療であることについて理解を得る <input type="checkbox"/> ・スポーツ振興センター給付適用外の治療費の負担について、保護者の意向を把握する <input type="checkbox"/> ◎関係保護者に対し、客観的事実に基づいた説明(三者同席で共通理解を図るのも効果あり) <input type="checkbox"/> ・治療費の負担等に関わることは当事者同士が基本だが、こじれることが多い 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職への速やかな一報を、校内で常に徹底しておく ◆スポーツ振興センターが適用されない治療について、理解しておく → 保険診療のみ適用 ◆関与者側に金銭の負担が発生する状況になると、学校の対応の不手際や日頃の不満等を持ち出し、責任を回避しようとする傾向がある。 		

移動教室の 班行動中に 死亡交通事故		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆現場情報の収集 ◆119番通報の有無の確認 ◆現場への教員急行 ◆旅行者への一報 ◆対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動教室先での事故を想定 ・車にはねられた事故を想定
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事故発生第一報に基づき、複数の教員を事故現場に派遣 <input type="checkbox"/> 教員Aは、搬送先の医師の診断等を収集 <input type="checkbox"/> 教員Bは、動揺している児童を宿舎に引率 <input type="checkbox"/> 班員から事故現場の状況を聞き取る <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】対策本部を宿舎に設置。副校長に事態を知らせ、区教委への一報と、保護者に報告し、旅行先に赴いていただくことを依頼 <input type="checkbox"/> 【副校長(学校)】情報集約、問合せへの対応 <input type="checkbox"/> 【教員A】救急車に同乗 <input type="checkbox"/> 【教員B】事故が発生した班員へのケア、宿舎への引率 <input type="checkbox"/> 【教員C等】宿舎において、他の児童への指示 <input type="checkbox"/> 【旅行者】駆けつける保護者の滞在先等の手配 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事故発生現場の特定 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び搬送先 <input type="checkbox"/> 班員からの聞き取り結果の整理 <input type="checkbox"/> 加害者(ドライバー)の特定状況 <input type="checkbox"/> 宿舎が一般施設の場合、本件が周知された際のマスコミ対応等で協力を依頼する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の死亡が確定した場合、教職員を招集し、その後の対応を共通確認する <input type="checkbox"/> 校長は、自動の死亡をどのように他の児童に知らせるかを判断する <input type="checkbox"/> 死亡事故の場合、修学旅行の残りの行程に求められる配慮を確認する <input type="checkbox"/> 応援職員の派遣等については、事例①⑥に準じる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆移動教室で1日行動を行うことは一般的であるが、交通事故の危険は無視できない ◆死亡事故の場合、移動教室の事態は一転する 		

		対応のポイント	想定されるケース
		登山中に児童 が行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ◆警察に110番通報 ◆関係児童からの情報収集 ◆教職員の捜索は日没まで
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 登山における行動班の児童からの情報収集 <input type="checkbox"/> 不明児童の最終安全確認場所の特定 <input type="checkbox"/> 引率教職員との情報共有 <input type="checkbox"/> 学校の副校長に一報し、保護者への連絡を依頼 <input type="checkbox"/> 110番通報 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】全体指揮 <input type="checkbox"/> 【副校長(学校)】区教委への一報 <input type="checkbox"/> 【学年主任】移動教室中の児童全体への説明 <input type="checkbox"/> 【担任】副校長から保護者への連絡に加えて、担任として保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不明児童の最終安全確認場所の特定 <input type="checkbox"/> 不明児童の最近の学校生活全般についての総括 <input type="checkbox"/> 保護者から、家庭での不明児童の最近の様子を聴取 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童全体への周知のタイミング <input type="checkbox"/> 移動教室の残りの行程の実施判断 <input type="checkbox"/> 応援職員の派遣については事例①⑥に準じる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆教職員による捜索は日没までとし、二次遭難を防止する ◆事故の捉え方として、滑落事故及び自死を意図した自然林への侵入を想定 ◆捜索により当該児童生発見された場合の展開と、死亡発見となった場合の対応を検討 		

宿泊行事の 就寝時間中の 大震災		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆児童・教職員全員の安否確認 ◆集団パニックの防止 ◆施設の被害の確認 ◆宿舎外への一次避難 ◆他の施設等への二次避難の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ◆移動教室初日の夜に発生した大震災
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全館放送で各部屋の児童に頭部を保護するよう指示 <input type="checkbox"/> 各部屋を巡回し、児童のけがの発生状況等を把握 <input type="checkbox"/> 建物の倒壊等を考慮し、宿舎外に一次避難 <input type="checkbox"/> 施設管理者と連携し、消防・警察・自治体等に応援要請 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 <input type="checkbox"/> 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】全体指揮、施設管理者と連携した外部対応、副校長に随時電話連絡 <input type="checkbox"/> 【副校長】震災被害対策本部を設置、現地の最新情報を収集、区教委との連携 <input type="checkbox"/> 【各教員】児童の安否の確認 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の安否 <input type="checkbox"/> 教職員の安否 <input type="checkbox"/> 宿泊行事の団体が罹災していることを119番通報するなど、あらゆる手段で外部に発信 <input type="checkbox"/> 学校に震災被害対策本部を設置 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 宿舎外への一次避難 <input type="checkbox"/> 他の安全な施設等への二次避難 <input type="checkbox"/> 学校に震災被害対策本部を設置し、保護者等への情報提供を行う <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆大震災は、いつどこで発生するかは分からない ◆日頃から、条件が悪い中での震災への備えをシミュレーションしておく 		

登校時の 交通事故 《負傷者多数》		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆事故の規模の把握と応援 ◆現場のパニックへの対応 ◆応援教員の必要性の判断 ◆教育活動の中止の判断 ◆役割を明確にした組織対応 ◆時機を逸しない保護者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校中 ・以下の例にも応用可 (校外学習、宿泊行事、移動教室・連合行事の引率中等)
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 速やかな現場急行 <input type="checkbox"/> 救急車要請の確認 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 区教委への一報 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【校長】全体指揮、マスコミ対応 <input type="checkbox"/> 【副校長】現場指揮 <input type="checkbox"/> 【主幹教諭】搬送病院、児童の負傷状況の確認 <input type="checkbox"/> 【主任教諭】情報集約、状況確認及び記録 <input type="checkbox"/> 【担任】児童の安否確認、保護者への連絡、 <input type="checkbox"/> 【養護教諭】健康カードの確認：輸血制限・アレルギー・投薬制限・既往歴等 <input type="checkbox"/> 【他教員】現場での野次馬対応 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校への第一報者、受信時刻 <input type="checkbox"/> 事故発生場所(通学路として指定されている場所か)及び発生時刻 <input type="checkbox"/> 事故の形態 <input type="checkbox"/> 罹災児童の人数、学年組氏名 <input type="checkbox"/> 関係児童 <input type="checkbox"/> 現場のパニックの有無 <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現場への応援教員の派遣 <input type="checkbox"/> マスコミ対応の準備 <input type="checkbox"/> 罹災児童の兄弟・姉妹在籍校への情報提供 <input type="checkbox"/> 臨時保護者会の開催準備 <input type="checkbox"/> 学校安全メールの発信 <input type="checkbox"/> 教育活動中止の判断 <input type="checkbox"/> PTA 会長への一報 		
搬送先	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師から保護者への説明内容の理解 <input type="checkbox"/> 医師・看護師・救急隊員・警察官からの情報 <input type="checkbox"/> 診断名【けがの程度等】 <input type="checkbox"/> 検査種類【レントゲン・CT・MRI】 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆記録は1分単位で ◆マスコミ対応もあり得る ◆お見舞い(事後、タイミングをみて) ◆入院中・欠席中の学習支援等 		

授業中に教室を出てから夜になっても所在不明		対応のポイント	想定されるケース
当初対応	<input type="checkbox"/> 下駄箱の確認 <input type="checkbox"/> 教職員を招集し、校内の徹底搜索 <input type="checkbox"/> 保護者へ報告 <input type="checkbox"/> 警察への搜索願の提出 <input type="checkbox"/> 区教委へ一報 <input type="checkbox"/>	◆校内の徹底した搜索 ◆保護者へ報告し、協力を仰ぐ ◆児童の安全を最後に確認した時刻の特定	・教室を抜け出すことが日常化している児童 ・児童を搜索する初期対応が遅れている ・下校時になっても所在不明、以後、夜になっても帰宅せず
役割分担	<input type="checkbox"/> 【校長】対策本部を設置し、全体を指揮、区教委への一報 <input type="checkbox"/> 【副校長】情報の収集と整理、職員室にホワイトボードを設置し、情報の共有 <input type="checkbox"/> 【担任】保護者との連携 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
確認事項	<input type="checkbox"/> 校内の徹底した搜索 <input type="checkbox"/> 下駄箱を確認して、上履き・外靴のどちらが残されているかを確認 <input type="checkbox"/> 防犯カメラの画像を確認する等により児童の最終安全確認時刻の確定 <input type="checkbox"/> 児童のノート等への記述表現の点検 <input type="checkbox"/> 自宅に立ち寄った形跡がないかを確認 <input type="checkbox"/> 交友関係の調査 <input type="checkbox"/> 自宅の子供部屋等の異変の確認（小遣い、服、携帯等の持ち出し、自転車の有無） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
随時判断	<input type="checkbox"/> 保護者あて連絡メールを活用した情報収集 <input type="checkbox"/> 夜間の連絡体制の確立 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
留意事項	◆児童の所在は、常に把握できていなければならない ◆日頃から、教室外に出てしまうことがある児童について教職員間で共通理解を確実にしておきたい ◆屋上等の危険個所の施錠、窓の開閉制限等の徹底により、校内での転落事故のリスクを低減		

学校飼育動物の 猟奇的殺傷		対応のポイント	想定されるケース
		<ul style="list-style-type: none"> ◆警察への110番通報 ◆当該児童の心的外傷へのケア ◆全校児童の心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝、飼育当番児童が発見 ・かめ、めだか等の学校飼育動物が猟奇的に殺害された
当初対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発見児童の心的ケア <input type="checkbox"/> 飼育当番担当教員への一報と心のケア <input type="checkbox"/> 110番通報 <input type="checkbox"/> 教職員の情報共有及び関連被害の確認、情報収集 <input type="checkbox"/> 全校児童の心のケア <input type="checkbox"/> 区教委への一報及び近隣小学校への情報提供 		
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【管理職】発見児童のケアを最優先するよう担任に指示、警察への通報、近隣小学校等への情報提供、スクールカウンセラーの手配 <input type="checkbox"/> 【飼育当番児童の担任】当該児童の心のケア <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該動物の直近の生存情報 <input type="checkbox"/> 飼育小屋の施錠状態 <input type="checkbox"/> 不審者の侵入経路の推察 <input type="checkbox"/> 防犯カメラの画像の確認 <input type="checkbox"/> 児童間で、本件に関する噂の流布の有無についてそれとなく情報収集する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
随時判断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全校児童への周知内容・周知方法の検討 <input type="checkbox"/> 関係児童の心のケアについては、保護者と十分に連携して丁寧に行う <input type="checkbox"/> 今後の学校飼育動物の管理についての改善案を速やかに策定し、連続被害を阻止する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校飼育動物の頭部切断や内臓の取り出し等の殺傷事例がある ◆管理職においては、校内の者による加害であることも想定し、対応を検討する 		

4 事後の危機管理

◆ 安否確認

(1) 安否確認の基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童の安否を確認する。

安否確認実施基準(目安)	
在校中・ 校外学習中	○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動(一時避難)以上の避難行動を取った場合
登下校中	○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○津波警報、大津波警報が発令された場合 ○大雨等に関し、レベル3(高齢者等避難)以上が発表された場合 ○区内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ○通学路上で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ○学区内で不審者等の情報が入った場合 ○行方不明となった場合
夜間・休日 ・休暇中等 (学校管理外)	○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害(避難所が開催されるレベル)が発生した場合 ○その他、学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、ただちに代理の者を指名する。

		役割分担	方法
在 校 中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿を用いる
登下校中		学級担任	保護者連絡先(電話、メール)への連絡
		学級担任以外	地域を分担し通学路をたどる (沿道の店・民家、子ども110番の家なども確認)
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)		学級担任(兄弟姉妹が在籍する場合は、最年長児童の学級担任)	保護者連絡先(電話、メール)への連絡

(3) 電話・メールが利用不能な場合の代替手段

災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

- ※ 大田区デジタル防災行政無線固定系 60MHz帯(屋外一斉放送)
- ※ 大田区デジタル地域防災無線移動系 260MHz帯(グループ通信)
- ※ 災害時優先電話
- ※ 学校運営システム、グループウェア
- * 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(Web171)
- * SNS (LINE、Facebook、Twitter など)
- * 家庭訪問(不在だった場合にはメモ等を残す)
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・学校 HP への掲載
 - ・学校入口(校門)への掲示
 - ・避難所への掲示
 - ・PTA 役員、地域役員などへの伝言依頼
 - ・区からの広報(区教委を通じて要請)

安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることで、二次災害の防止に努める。

- 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所を把握する。
- 原則として2人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えないようにさせる。

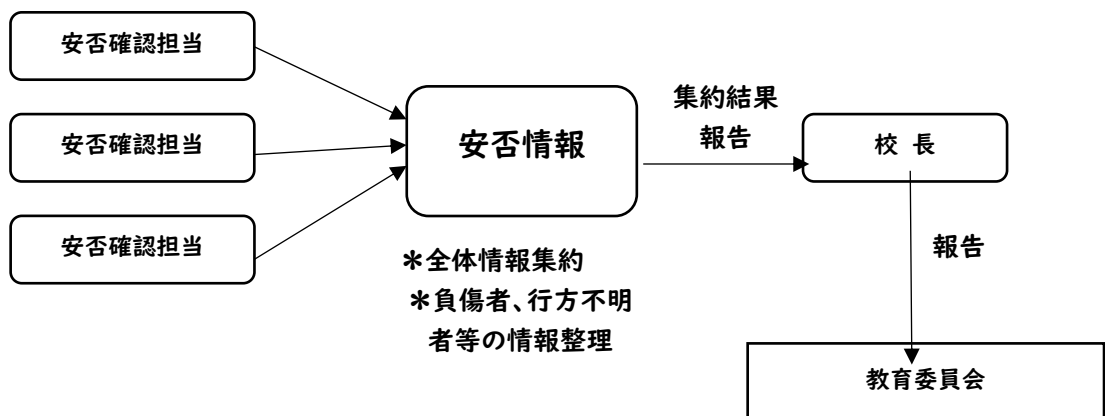
(4) 安否確認時に収集する情報

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	負傷の有無
登下校中	負傷の有無 自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	「児童安否確認様式」に記載の事項

(5) 安否確認で収集した情報の整理方法

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約・報告する。



児童安否確認様式

____年 ____組 記入担当者氏名 _____

No.	氏名	確認日時	確認方法	本人の安否 (けが等)	家族の安否自 宅の被害	避難先、 連絡方法	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							

※得られた情報は、安否情報集約担当に報告する。

◆ 集団下校（方面別下校）・引渡し・待機

(1) 集団下校（方面別下校）・引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中に発生し、登下校途中の児童が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対応するものとする。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

*テレビ・ラジオ

*防災行政無線（サイレン）

*区の広報車

*区ホームページ（防災・防犯情報）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/index.html>

*気象庁ウェブサイト

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

・防災情報

・キキクル（危険度分布）（浸水キキクル、土砂キキクル、洪水キキクル）

・大雨・大雪 ・地震・火山

*地域（町会）自主防災組織役員からの情報

*PTA役員、その他保護者からの情報

*消防署員、消防署団員からの情報

*担当教職員による通学路の巡回

② 集団下校（方面別下校）・引渡し・待機の判断

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、児童の下校・引渡し・待機について判断する。

なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下すものとする。

対 応	判 断 基 準
<p>集団下校 （方面別下校）</p> <p>※但し、保護者との事前協議により、事故・災害時に保護者への引渡しを行うこととしている児童を除く。</p>	<p>●情報収集後、学区内に被害発生なしと判断された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震度4以下、暴風警報、特別警報、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3以上の発令なし ○大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし ○今後○時間内に大雨・土砂災害・洪水の危険性なし ○担当教職員の巡回により、通学路の安全確認済み
<p>保護者への引渡し</p> <p>※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできるとみなせない場合は除く。</p>	<p>●情報収集後、学区内の全体にわたる大規模な被害の発生なしと判断された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震度5弱以上の地震 ○暴風警報、特別警報、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4以上の発令なし ○不審者の身柄拘束済み
<p>留め置き（宿泊）</p> <p>※保護者が引渡しを求めた場合、状況に応じて引き渡す。</p>	<p>●地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴風警報、特別警報、津波警報又は大津波警報の発令 ○大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5の発令 ○雷ナウキャストで活動度4の発表 ○竜巻注意情報の発表 ○校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了）

(2) 集団下校（方面別下校）の場合

校長は、集団下校の実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

<p>災害対策本部 (校長・副校長・ 教務主任・学校 安全担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集団下校（方面別下校）実施時刻（本校出発時刻）の決定 ○一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・集団下校（方面別下校）を実施する旨、その実施時刻 ・待機を希望する場合などの連絡先、申し出期間 ・通学路での見守り等協力依頼 ・その他、学校からの連絡事項 ○通学路の見守りボランティア等への連絡 ○放課後児童クラブへの連絡 ○（必要と判断される場合）地区別担当教職員へ、集団下校（方面別下校）への同行を指示 ○教育委員会への報告
<p>地区別担当の教 職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別名簿を用い、担当地区の児童の氏名・人数を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・当日の出欠状況と照合 ・事前申請で集団下校を希望しない児童を確認 ○地区別に児童を集め、安全指導（ルール指導） ○（災害対策本部より指示があった場合）集団下校（方面別下校）に同行

(3) 保護者への引渡しの場合

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

<p>災害対策本部 (校長・副校 長・教務主 任・学校安全 担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し場所の決定→学級担任に準備を指示 (各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断) ○一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び児童の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） ※連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
<p>学級担任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備） ○児童を引渡し場所へ移動 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しカードの照合、保護者等の確認 (引渡しカード記載の引取り者以外には引渡さない) ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○残っている児童の保護
<p>その他教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○（必要に応じて）保護者の誘導

(4) 待機の場合

校長は、集団下校（方面別下校）・保護者等への引渡し of のいずれも実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

<p>災害対策本部</p> <p>・校長 ・副校長 ・教務主任 ・学校安全担当等</p>	<ul style="list-style-type: none">○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施○待機場所を決定 (第一候補)各教室 (第二候補)体育館・校庭→萩中公園・多摩川緑地 ※候補場所の安全性が確信できない場合は、上記によらず、安全最優先で最適な場所を選択 (地域の避難所として利用する場所は原則として利用しない)○一斉メール配信を用いた保護者への連絡○事故・災害等に関する情報の継続的収集 (学校に危険が迫っていないかを確認)○教育委員会への報告<ul style="list-style-type: none">・引渡済み児童・待機児童・教職員の人数(うち負傷者その他の手当て・配慮が必要な人数)、待機場所及びその環境・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請○その他教職員に指示して、以下の対応を実施<ul style="list-style-type: none">・非常食、飲料等の配布(備蓄を活用)・毛布、その他必要な物資の配布(備蓄を活用)・不安を訴える児童への対応(養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等)
<p>学級担任等</p>	<ul style="list-style-type: none">○学級別に児童の保護
<p>その他教職員</p>	<ul style="list-style-type: none">○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

(5) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡しを判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記(1)①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下す。特に現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外学習の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

<p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・副校長 ・教務主任 ・学校安全担当等 	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） ○未然防止対策（P.22 参照）における実施内容の確認 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
<p>引率責任者、引率教員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備） ○児童の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・保護者等の確認 （引渡し名簿等記載の引取り者以外には引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童の保護

◆ 被災児童の保護者への対応

発生時の連絡	<p>校長は、事故・災害等が発生し児童が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。</p> <p>○第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況等を整理した上で提供する。</p> <p>○第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。</p>							
担当窓口の指名	<table border="1"> <tr> <td>事故・災害等の状況</td> <td>窓口担当者</td> </tr> <tr> <td>*死亡事故 *治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 *その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等</td> <td>副校長</td> </tr> <tr> <td>その他の事故・災害等</td> <td>学年主任</td> </tr> </table>	事故・災害等の状況	窓口担当者	*死亡事故 *治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 *その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	副校長	その他の事故・災害等	学年主任	<p>【例外】窓口担当者が直接事故等に関係している、保護者から別の希望がある場合別の教職員を窓口担当に指名する。</p> <p>◎対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に支援を要請する。</p>
事故・災害等の状況	窓口担当者							
*死亡事故 *治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 *その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	副校長							
その他の事故・災害等	学年主任							
対応上の留意点	<p>○被災児童の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。</p> <p>○事実に関する情報をできるだけ迅速に、かつ正確に伝える。</p> <p>○被災児童の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。</p> <p>○事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="188 958 1461 1346"> <tr> <td>応急対応終了後</td> <td>*応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 *基本調査の実施予定について伝える。</td> </tr> <tr> <td>基本調査段階</td> <td>*基本調査の経過及び結果について、説明する。 *基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 *今後の調査（詳細調査への意向等）について説明し、保護者の意向を確認する。</td> </tr> <tr> <td>詳細調査段階</td> <td>*詳細調査の実施主体（教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に必要な応じて協力する。</td> </tr> </table> <p>○在校児童への説明、他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合には、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。</p> <p>○被災児童の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。</p>		応急対応終了後	*応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 *基本調査の実施予定について伝える。	基本調査段階	*基本調査の経過及び結果について、説明する。 *基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 *今後の調査（詳細調査への意向等）について説明し、保護者の意向を確認する。	詳細調査段階	*詳細調査の実施主体（教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に必要な応じて協力する。
応急対応終了後	*応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 *基本調査の実施予定について伝える。							
基本調査段階	*基本調査の経過及び結果について、説明する。 *基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 *今後の調査（詳細調査への意向等）について説明し、保護者の意向を確認する。							
詳細調査段階	*詳細調査の実施主体（教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に必要な応じて協力する。							

◆ 被災児童が死亡した場合

遺族等への関わり

何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと。
そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進める。

遺族へのかかわり

- 遺族へのコンタクトを急いでください。校長は校長として、担任は担任としての対応が必要である。連絡窓口となる教職員（個別担当）を別に置く。
- 自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努める。特に、死亡の事実を文書で保護者にお知らせする場合には、あらかじめ遺族に文案を見ていただき、解をとるよう努める。
- 遺族が事故死として取扱う言われればそれを尊重するが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねないため、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留意するなどの工夫をする。子どもが自殺であることを知ってしまった場合の対応については、引き続き、遺族と話し合いを続けていく。
- 亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポートは、学校の大切な役割である。兄弟姉妹が、他校にいる場合、他校との連携が必要となる。未長いサポートをする。

通夜、葬儀について

- 遺族の意向を確認し、その上で、学校として、通夜や葬儀にどう対応するかの方針を定めていく。ただし、葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがある。要望が変わった場合でも、柔軟に対応できるようにしておく。
- 学校の方針に基づいて、通夜や葬儀について、保護者や子どもに知らせる。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参列していただく。

葬儀後のかかわり

- 葬儀が終わってからも、遺族へのかかわりを続けていく。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれないが、その子どものことを誰も話さなくなることのほうが遺族にとって辛いことである。
- 遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど、日々変化する感情によって大きく揺れたりする。しっかりと受けとめる。専門的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラーなどと相談した上で、専門機関等を紹介または情報提供する。
- 学校にある遺品については、遺族と話し合う。もちろん、返却していくと思われる。子どもたちとも話し合った上で、記念になる物をいくつか教室におかせて欲しいと申し出ていくことも1つの方法である。クラス内での子どもへのかかわりは、6を参照する。
- 同級生が亡くなった子どものことを大切にしていくことは、遺族にとって意味のあることであると考えられる。たとえば、卒業アルバムについて、子どもたちから前向きな提案等があれば、遺族に相談していく。

※「子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引き」から引用

◆ 児童、保護者への説明

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> * 死亡事故 * 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病 * 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害 * その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見分する可能性が高いと考えられる事故・災害 				
対児童	<ul style="list-style-type: none"> * 緊急集会の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要等を説明する。 * その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。 				
対保護者	<p>まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">【保護者宛文書の記載内容(例)】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○事故・災害等の概要(判明した事実の概要) ○休校措置・再開の目途など ○保護者説明会の開催予定 ○心のケア等に関する取組 ○その他、必要と考えられる事項 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【緊急保護者会における説明内容(例)】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度 等) ○被害者への対応(その他の経過、保護者との連携状況 等) ○今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等) ○保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供 等) </td> </tr> </table> <p>なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。</p>	【保護者宛文書の記載内容(例)】	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・災害等の概要(判明した事実の概要) ○休校措置・再開の目途など ○保護者説明会の開催予定 ○心のケア等に関する取組 ○その他、必要と考えられる事項 	【緊急保護者会における説明内容(例)】	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度 等) ○被害者への対応(その他の経過、保護者との連携状況 等) ○今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等) ○保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供 等)
【保護者宛文書の記載内容(例)】					
<ul style="list-style-type: none"> ○事故・災害等の概要(判明した事実の概要) ○休校措置・再開の目途など ○保護者説明会の開催予定 ○心のケア等に関する取組 ○その他、必要と考えられる事項 					
【緊急保護者会における説明内容(例)】					
<ul style="list-style-type: none"> ○事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度 等) ○被害者への対応(その他の経過、保護者との連携状況 等) ○今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等) ○保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供 等) 					

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

◆ 報道機関への対応

<p>対応窓口</p>	<p>校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、教育委員会に連絡し、どこが対応窓口となるかを協議する。協議の結果、学校が対応することになった場合には、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。 学校単独での対応が困難な場合には、教育委員会の支援を要請する。</p>
<p>報道機関への対応上の留意点</p>	<p>○<u>正確な事実情報の提供</u>： 個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。 ・可能な限り、警察署・消防署など、当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。 ・事前に被災児童の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。 ・教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。</p> <p>○<u>誠意ある対応</u>： 報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。</p> <p>○<u>公平な対応</u>： 報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないよう、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。</p> <p>○<u>報道機関への要請</u>： 報道機関の取材により学校現場に混乱が生じる恐れのある場合は、取材に関する必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。 (取材に関する必要事項(例)) * 校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間 * 児童、教職員への取材(撮影、録音)の可否 * 報道資料の提供(記者会見)の予定 など</p> <p>○<u>取材者の確認と記録</u>： 取材を受ける際には、取材者(社名・担当者氏名・連絡先)を確認し、取材内容とともに記録を残す。</p> <p>○<u>明確な回答</u>： 取材への回答で誤解等が生じないよう、以下の点に留意する。 ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。 ・把握していないこと、不明なことは、その旨(「現時点ではわからない」等)を明確に伝える。 ・決まっていないこと、答えられない事は、その旨を理由とともに説明し、回答できる時期の見込みを示す。 ・説明に誤りがあったことが判明した場合には、直ちに取材者に訂正を申し出る。</p> <p>○<u>記者会見の設定</u>： 多数の取材要請がある場合は、教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。</p>

◆ 教育活動の継続

事 故 ・ 災 害 等 発 生 後 の 臨 時 休 業 の 判 断	<p>【臨時休業の判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 午前 7 時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合 * 午前 0 時までに、蒲田駅等を含む JR 京浜東北線、京急線、東急線の計画運休が、翌日の始発から午後 2 時までの間に開始されることが発表された場合 * 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合 * その他、事故・災害等により臨時休業が必要と校長が判断した場合
	<p>【臨時休業の保護者等への連絡手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一斉配信メール * 本校ホームページのウェブサイトへの掲載 * 学校入口(校門・正門)への掲示 * 避難所への掲示 * PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼 * 大田区からの広報(教育委員会を通じて要請)
臨 時 登 校 の 実 施	<p>校長は、臨時休業が継続すると見込まれる場合、必要に応じて、教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。</p>
	<p>【臨時登校の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認 * 児童の心理面の状況把握・安定確保 * 児童の学習環境(教科書・学用品等)における被害の実施把握
	<p>【実施上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保 (校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討) * ライフライン(上下水道、電力)、トイレの復旧状況を考慮 * 通学路の安全性を確保(必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討)

◆ 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	<p>発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 * 教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	<p>校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 <p>※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> * 危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 * 学校給食施設・備品の点検と必要な措置 * ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） * 危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 * 教育委員会に対し、以下を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	<p>通学路の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所

◆ 応急教育に係る計画の作成における留意事項

校長は、前頁の調査結果を基に、教育委員会と協議・連携して、以下を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する

<p>教育の場の確保</p> <p>校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。</p> <p>※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。</p> <p>なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。</p>
<p>②教育課程等の再編成</p> <p>被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など） ○臨時学級編成 ○臨時時間割の作成 ○教職員の再配慮・確保 ○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など） ○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）
<p>③避難所運営との調整（学校施設が避難所として使用されている場合）</p> <p>【避難所運営組織との協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認 ○動線設定（児童等学校関係者と避難所の動線をできるだけ区分） ○生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

(2) ト라우マ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のような様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行(赤ちゃん返り) ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的(暴力・自傷) ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・嘔吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全間や信頼案の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

※ ト라우マ反応が現れた場合、下記の点に留意して対応する。

■ 穏やかに子どものそばに寄り添う。

■ 「大変な出来事の後にはこのような状態になることはあるけれど自然なことだよ」等と伝える。

→【不安に対して】子どもの話(怖い体験や心配や疑問も含む)に耳を傾け、質問や不安には子どもが理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子どもの気持ちを根掘り葉掘り聞いたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状(気持ち悪い、嘔吐、頭が痛い、息苦しいなど)を訴える場合もある。体が楽になる様に、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子どもは普段できていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態のときは、子どもが失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、児童に対するケア体制を確立する。

構成員	校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・学級担任
協議・ 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> *当該児童の健康状態に関する情報の把握・共有 *対応方針(全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否等) *ケア・指導の方法(個別ケア、集団指導等) *保護者等からの相談窓口設置の要否 *教職員間の役割分担(ケア・指導の主担当者等) *専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 *教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4) 関係機関等との連携

校長は、当該児童の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等(関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関)との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする

事故・災害等発生時の健康観察様式

年 組 氏名

(記入日：令和 年 月 日 記入者：)

調査項目		要配慮者	日常	危機発生後			
				月 日	月 日	月 日	月 日
当てはまる場合、日常・ 危機発生時欄に○印を記入							
児 童 の 訴 え	食欲がない						
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする	て					
	体の痛み(頭が痛い、おなかが痛い等)						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観 察 さ れ る 状 態	落ち着きがない	自					
	ぼんやりすることが多い	て他					
	イライラしている	自て他					
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである	自					
	あまり話さなくなった						
	物音に敏感になる						
	人が違ったように見えることがある	知自て他					
	こだわりが強くなる	自					
	発作の回数が増える	て					
	パニックの回数が増える	自					
	体重減少あるいは急激な体重増加						
そ の 他	薬の服用ができていない	知自て他					
	いつもの様子と違う(記述)						

- ①「日常」欄には、日頃の様子を思い出して当てはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、当てはまる項目に○印を記入。
- ②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する(障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため)。
知:知的障害 自:自閉症 て:てんかん 他:その他の疾患・障害
- ③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記載する。
- ④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化がみられる場合は、特に注意が必要。
- ⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

事故・災害等発生後の身体状況調査票

保護者またはご家族が記入し、令和 年 月 日までに学級担任に提出してください。

記入日：令和 年 月 日

学年		組	児童氏名			
記入者		父・母・祖父・祖母・その他(続柄を具体的に：_____)				
児童の様子 (a~fはそれぞれ1~4を選んで○印)		1 ない	2 あまり ない	3 少し ある	4 とても ある	3、4に○を付けた場合、具体的な様子を記入
a	食欲がない。	1	2	3	4	
b	眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。	1	2	3	4	
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
d	学校に行きたがらない。 外出したくない。	1	2	3	4	
e	よく泣く。小さな音にも敏感に 反応する。	1	2	3	4	
f	頭痛や腹痛(嘔吐・下痢)を 頻繁に訴える。	1	2	3	4	
g	その他(災害前と比べて変わったようす、気になる様子など)					
ご家庭の状況(家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で)						
その他気になること(地域の状況、他の児童のことなど)						

◆ 教職員の心のケア

管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、以下のような対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。
- 一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子どもに関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調は誰にでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。
- 自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談に繋げるよう努める。